

「

大阪市営交通(地下鉄・ニュートラム・バス)通学定期券購入申込書 (通学証明書)				契印
フリガナ		年 齢	実 習	
お名前		男 女	承認番号	
		様 歳		
黒鉛筆または、黒ボールペンで記入してください。 氏名、フリガナは、わくの中に大きくはっきり記入してください。 空欄の項目を記入し、該当するものを○でかこんでください。 学校長印のないもの、承認番号(指定学校については加えて 指定番号、発行番号)を記入していないものは発売しません。 ※印欄には記入しないでください。				
あなたの住所		電 話		
学 校	指定番号	発行番号		
	名 称	学校長印		
校 所 在 地	電 話			
地下鉄・ニュートラム (私鉄含む) 乗 車 区 間	駅 从		駅 まで (経 由)	
バス乗車区間	から		まで	
現在お持ちの 定 期 券 は	平成 年 月 日まで有効			
使用開始日 および有効期限	平成 年 月 日から 3 か月 1 日 まで			
区間が連続する他の定期券を		持っている	持っていない	
区 分	新製・継続	小児・特別割引		
支 払 方 法	現 金 ・ クレジット			
金券番号	金券額 円			
記載された個人情報は、定期券の発売業務に使用するほか、 定期券紛失時など、当局からお客さまへご連絡する必要がある場合に使用いたします。 定期券を盗難または紛失された場合は、再発行はできません。				
大阪市交通局 再生上質紙62.5kg ※高・駅務・特2423-2				

E

No.

」

を

実習・面接通学定期券購入申込書		契 印
カナ		
お名前		男 女
年 月 日 生		
電 話		
〒		
ご住所		
新規	大 小 人 児	現 金
継続	特別割引	クレジット
実 習 ・ 面 接 申込番号		
学校名	通学先	
学 年	部 科	指定番号
電 話	発行番号	
所在地	〒	
乗車区間	(経由)	
バス区間	(経由)	
乗車区間	1か月 3か月 6か月	
乗車区間	年 月 日から	
※学校代表者印、指定番号(指定学校のみの)、乗車番号のないものを、記入していないものは、無効です。 ※記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用するほか、定期券紛失時など、当局からお客様へご連絡する必要がある場合に使用いたします。 ※定期券を盗難または紛失された場合は、再発行いたしません。 ※記載定期券のみの発行になります。 ※記載定期券に定期券の使用はできません。		
※乗車番号	※金額	取扱係員
		円

に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間なおこれを使用することができる。

(平29. 3. 31揭示済)

大阪市乗合自動車運転系統の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

大阪市交通事業管理規程第35号

大阪市乗合自動車運転系統の一部を改正する規程

大阪市乗合自動車運転系統（平成25年大阪市交通事業管理規程第49号）の一

部を次のように改正する。

表系統番号の欄中「第15B号」を「第15A号」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(平29. 3. 31揭示済)



大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

大阪市交通事業管理規程第36号

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例施行規程（昭和46年大阪市交通事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号を次のように改める。

(1) 定期券

ア 新規発売

通用開始日の14日前から発売する。

イ 継続発売

通用開始日の14日前から発売する。

第27条第2項を次のように改める。

2 運賃割引証の様式は次のとおりとする。

(1) 学校学生生徒旅客運賃割引証

縦 12.8cm 横 9.1cm

学校学生生徒旅客運賃割引証		契印	
(通信教育学校用)			
第.....号			
乗車区間	駅から 経由 駅まで		
乗車券の種類	片道	往復	連続 周遊
部科及び学年	第	学年(年次)	
証明書番号			
使用者の氏名 及び年齢	(歳)		
割引率	旅客鉄道会社線 2割		
有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
平成.....年.....月.....日発行			
学校所在地.....			
学 校 名.....			
学校代表者			代表者 職 印
氏 名.....			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割 引 コ ー ド
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

(2) 放送大学学生旅客運賃割引証

縦 12.8cm 横 9.1cm

放送大学学生旅客運賃割引証		契印	
第.....号			
利用運輸機関名			
乗車区間	駅から 経由 駅まで		
乗車券の種類	回数券		
部科及び学年	第	学年(年次)	
学生証番号			
使用者の氏名 及び年齢	(歳)		
割引率	2割		
有効期間	学割証発行日から1ヶ月		
平成.....年.....月.....日発行			
学校所在地.....			
学 校 名.....			印
学校代表者 氏 名.....			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	(備 考)
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

第29条第2項を次のように改める。

2 通勤定期券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

縦 17.9cm 横 9.1cm

表

通勤・通学定期券・ICOCA定期券購入申込書 兼こどもICOCA購入申込書									
カナ									
お名前							男	女	
生年 月日	大・昭・平 西暦	年	月	日	生				
電 話	-								
ご住所	〒 -								
新規	通勤	磁気定期券 ICOCA定期券	大人	現金					
継続	通学	こどもICOCA 定期券 こどもICOCA	小児 特別割引	クレジット					
利用区間	共通全線 (経由)								
	駅から				駅まで				
バス乗車区間	バス全線 (昼間割引) 学期定期 (経由)								
	から				まで				
適用開始日	1か月 3か月 6か月								
	年				月		日から		
通学先	学校名							学年	年
購入される方	カード検索番号			紛失再発行手続きの際、カードの検索に使用いたします。(4桁の数字をお選びください。)					
	定期券の有効期間以外も交通利用を ☐ しない ☐ する								
※ ☒ の場合、期限切れに気づかずに残額を使用する事がないよう、定期券の有効期間外は改札機がご利用できなくなります。(後日、設定変更することが可能です)									
※裏面のご案内もご確認ください。									

裏

※通学証明書をお持ちの方は記入する必要はありません。
 ※通学証明書をお持ちでない方は、下記の項目及び乗車区間を学校
 が記入、押印することにより通学証明書としてお使いいただけます。
 ※指定学校のみ指定番号を記入してください。

通学証明書欄	学校名				※学校代表者 職 印
	学 年	部 科	年	※指定番号	
	電 話	-	-	発行番号	
	所在地	〒 -			

【ICOCAについて】

- ・新たにICOCAをご購入の際にはデポジット(預かり金)が必要です。
- ・ICOCAは他の乗車券との併用はできません。

【個人情報の取扱い】

- ・ご記入いただいた個人情報は、定期券やICOCAの発売業務に使用するほか、紛失時など、当局からお客さまへご連絡の必要があるときに使用いたします。また、ICOCAの場合、紛失再発行時などに本人確認や必要な連絡をさせていただくためにICOCAを発売する他社局に提供いたします。

【紛失した場合】

- ・磁気定期券を盗難または紛失された場合、再発行いたします。
- ・ICOCA定期券・こどもICOCAは紛失しても再発行が可能です。ただし、手数料と再発行するICOCAのデポジット(預かり金)をいただきます。

【払戻しについて】

- ・払戻しの際は本人確認のため、公的証明書が必要です。
- ・クレジットカードで購入された場合は、購入時のクレジットカードが必要です。
- ・通用開始後8日以上経過した場合は、有効期間が1か月以上残っていないければ、払戻しをいたしません。

係員記入欄		
※券番号	※金額	取扱係員
		円

第31条第1項中「第6項」を「通学証明書欄に必要事項を記入した第3項」に改め、「（通学証明書）」を削り、同条第3項中「次のとおりとする。」を「第29条第2項に定める様式を用いるものとする。」に改め、

大阪市営交通(地下鉄・ニュートラム・バス)通学定期券購入申込書

フリガナ			年 齢
お名前		様	男 女
			歳

黒鉛筆または、黒ボールペンで記入してください。
 氏名、フリガナは、わくの中に大きくはっきり記入してください。
 空欄の項目を記入し、該当するものを○でかこんでください。
 ※印欄には記入しないでください。

あなたの住所		電 話
学 校	名 称	
	所 在 地	電 話
地下鉄・ニュートラム (私鉄含む) 通 学 区 間		駅 から 駅 まで (経 由)
バス通学区間		から まで
現在お持ちの 定 期 券 は	平成 年 月 日まで有効	
使用開始日 および通学期間	平成 年 月 日から 1/3 月・学期 6	
区間が連続する他の定期券を		持っている 持っていない
区 分	新規・継続	小児・特別割引
支 払 方 法	現 金 ・ クレジット	
※券番号	※金額 円	

記載された個人情報は、定期券の発売業務に使用するほか、定期券紛失時など、当局からお客さまへご連絡する必要がある場合に使用いたします。
 定期券を盗難または紛失された場合は、再発行できません。

大阪市交通局 再生上質紙62.5kg ※高・駅務・特2445-2

を削り、同条中第6項を削り、同条第7項中「及び前項」を削り、
「

大阪市営交通(地下鉄・ニュートラム・バス)通学定期券購入申込書 (通学証明書)				契印
フリガナ		年 齢	実 習	
お名前	様	男 女	承認番号	
		歳		
黒鉛筆または、黒ボールペンで記入してください。 氏名、フリガナは、わくの中に大きくはっきり記入してください。 空欄の項目を記入し、該当するものを○でかこんでください。 学校長印のないもの、承認番号(指定学校については加えて 指定番号、発行番号)を記入していないものは発売しません。 捺印欄には記入しないでください。				
あなたの住所	電話			
学 校	指定番号	発行番号		
	名 称	学校長印		
校 所 在 地	電話			
地下鉄・ニュートラム (私鉄含む) 乗 車 区 間	駅から		駅まで	
	(		経由)	
バス乗車区間	から		まで	
現在お持ちの 定 期 券 は	平成	年	月	日まで有効
使用開始日 および適用期間	平成	年	月	日から3ヵ月 6
区間が連続する他の定期券を	持っている		持っていない	
区 分	新規・継続	小児・特別割引		
支 払 方 法	現 金 ・ クレジット			
乗券番号	乗金額 円			
記載された個人情報は、定期券の発売業務に使用するほか、定期券紛失時など、当局からお客さまへご連絡する必要がある場合に使用いたします。 定期券を盗難または紛失された場合は、再発行はできません。				
大阪市交通局 再生上質紙62.5kg ■高・駅務・特2423-2				

を

「

実習・面接通学定期券購入申込書										契 印	
カナ											
お名前						様		男 女		歳	
生月		大・昭・平		西暦		年		月		日生	
電話											
ご住所		〒									
新規		大 人		現 金		実 習 ・ 面 接					
継続		特別割引		クレジット		承認番号					
通学先		学校名						※学校代表者			
		学 年		部 科		年 指定番号		職 印			
		電 話		-		-		発行番号			
		所在地		〒							
乗車区間		(経由)									
		駅から 駅まで									
バス区間		(経由)									
		から まで									
有効期間		1か月 3か月 6か月									
		年 月 日から									
ご案内		※学校代表者印、指定番号(指定学校のみ)、承認番号のないものや、記入していないものは、無効です。 ※記載された個人情報、定期券の発券履歴に使用するほか、定期券紛失時など、当局からお書きせへご連絡する必要がある場合に使用いたします。 ※定期券を盗難または紛失された場合は、再発行いたしません。 ※縦型定期券と横型定期券の併用はできません。									
※券番号		※金額				取扱係員					
						円					

」

に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

第46条の表2区の項中「240」を「230」に改める。

第48条第1号の表2区の項中「1,920」を「1,840」に、「1,200」を「1,150」に改める。

第49条第1号の表2区の項中

「

9,320	26,570	50,330	4,660	13,290	25,170
-------	--------	--------	-------	--------	--------

」

を

「

8,930	25,460	48,230	4,470	12,730	24,120
-------	--------	--------	-------	--------	--------

」

に改め、同条第2号の表2区の項中

「

4,300	12,260	23,220	2,150	6,130	11,610
-------	--------	--------	-------	-------	--------

」

を

「

4,120	11,750	22,250	2,060	5,880	11,130
-------	--------	--------	-------	-------	--------

」

に改める。

第50条第1号の表2区の項中

「

4,660	13,290	25,170	2,330	6,650	12,590
-------	--------	--------	-------	-------	--------

」

を

「

4,470	12,730	24,120	2,240	6,370	12,060
-------	--------	--------	-------	-------	--------

」

に改め、同条第2号の表2区の項中

「

2,150	6,130	11,610	1,080	3,070	5,810
-------	-------	--------	-------	-------	-------

」

を

「

2,060	5,880	11,130	1,030	2,940	5,570
-------	-------	--------	-------	-------	-------

」

に改める。

第50条の2中「大阪港・中ふ頭相互間（コスモスクエア経由）の通勤定期料金及び」を削り、同条第1号の表大阪港～中ふ頭（コスモスクエア経由）の項を削り、同表南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）の項中

「

通勤定期料金	9,320	26,570	50,330	4,660	13,290	25,170
通学定期料金	4,300	12,260	23,220	2,150	6,130	11,610

」

を

「

通勤定期料金	円	円	円	円	円	円
	8,930	25,460	48,230	4,470	12,730	24,120
通学定期料金	4,120	11,750	22,250	2,060	5,880	11,130

」

に改め、同条第2号の表大阪港～中ふ頭（コスモスクエア経由）の項を削り、同表南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）の項中

「

通勤定期料金	4,660	13,290	25,170	2,330	6,650	12,590
通学定期料金	2,150	6,130	11,610	1,080	3,070	5,810

」

を

「

通勤定期料金	円	円	円	円	円	円
	4,470	12,730	24,120	2,240	6,370	12,060
通学定期料金	2,060	5,880	11,130	1,030	2,940	5,570

」

に改める。

第51条の表2区の項中「192」を「184」に、「216」を「207」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間なおこれを使用することができる。

（平29. 3. 31揭示済）



大阪市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

大阪市交通事業管理規程第37号

大阪市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

大阪市高速鉄道連絡運輸規程（昭和46年大阪市交通事業管理規程第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中シを削り、スをシとし、セからノまでをスカからネとする。

別表第1Ⅱ鉄軌道自動車線連絡の項中「、高槻市交」を削る。

別表第3大人の項中「2,400円」を「2,300円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に通用している乗車券で通用期間の定めのあるものについては、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。

（平29. 3. 31揭示済）

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第2号

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

「総務課

第1条第1項総務部の項中「総務課」を に改める。

ICT推進課」

第2条第2項中「局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事、」を削り、「経営改革推進の統括」を「重要事項の調査、企画及び総合調整」に改める。

第4条総務課の項中第12号から第14号までを削り、第15号を第12号とし、同項の次に次の1項を加える。

ICT推進課

- (1) ICT計画に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
- (2) ICTの適正な利用に係る企画及び推進に関すること
- (3) 情報セキュリティ対策に関すること
- (4) 電子計算機（電子計算機に接続して使用する周辺機器を含む。）及び情報通信ネットワークの整備及び管理運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）

第4条お客さまサービス課の項第2号中「課、センター、場及び所の」を削る。

別表第2 総務部の項中

「

危機管理担当課長	1
I T 活用担当課長	1

」

を

「

危機管理担当課長	1
----------	---

」

に改め、同表西部水道センターの項中

「

営業担当課長	1
--------	---

」

を

「

営業担当課長	1
維持担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1 日から施行する。

(平29. 3. 31揭示済)



大阪市水道局部課長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第 3 号

大阪市水道局部課長等専決規程の一部を改正する規程

大阪市水道局部課長等専決規程（昭和41年大阪市水道事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「属す」を「属する」に改める。

第 3 条第 7 号中「支払い予定総額」を「支払予定総額。以下同じ。」に改める。

第 8 条第 5 号中「賃料総額（長期継続契約においては契約期間内の支払い予定総額）」を「賃料総額」に改める。

第11条の見出し中「水道センター所長」を「南部水道センター所長及び北部水道センター所長」に改め、同条中「水道センター所長（東部水道センター所長を除く。）」を「南部水道センター所長及び北部水道センター所長」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「東部水道センター維持担当課長」を「東部水道センター維持担当課長及び西部水道センター維持担当課長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

（平29. 3. 31揭示済）

大阪市水道局の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第 4 号

大阪市水道局の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程
（大阪市水道局 I C T 計画の推進に関する規程の一部改正）

第 1 条 大阪市水道局 I C T 計画の推進に関する規程（平成28年大阪市水道事業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「 I T 活用担当課長」を「 I C T 推進課長」に改める。

第 4 条第 3 項中「 I T 活用担当課長」を「 I C T 推進課長」に改める。

第13条中「 I T 活用担当課長」を「 I C T 推進課長」に改める。

（大阪市水道局情報セキュリティ管理規程の一部改正）

第 2 条 大阪市水道局情報セキュリティ管理規程（平成23年大阪市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「 I T 活用担当課長」を「 I C T 推進課長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

（平29. 3. 31揭示済）

大阪市水道局職員健康診断審査会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第 5 号

大阪市水道局職員健康診断審査会規程の一部を改正する規程

大阪市水道局職員健康診断審査会規程（平成16年大阪市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「研修・厚生担当課長」を「職員課長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

（平29. 3. 31揭示済）

大阪市水道局職員就業規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第 6 号

大阪市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

大阪市水道局職員就業規程（平成 5 年大阪市水道事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「平成 3 年法律第 110 号」を「平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。」に改め、同条第 6 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第 9 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 10 条第 6 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第 12 条第 1 項第 5 号の 3 中「子」を「子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。第 11 号の 4 を除き、以下同じ。）」に改め、同項第 11 号の 4 中「次条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、それぞれ別に定めるもの

第 13 条中第 1 項を次のように改める。

局長は、職員が要介護者の介護をするため、第 3 項から第 8 項までに定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことができる。

第 13 条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間」を「指定期間」に改め、同条中第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 第 1 項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、局長に対し行わなければならない。

4 局長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該

申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第13条第5項中「、給与規程第8条の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第9項とし、同条中第4項の次に次の4項を加える。

- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮して指定することの申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、局長に対し申し出なければならない。
- 6 局長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、局長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第13条の次に次の2条を加える。

第13条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。
（介護時間）

第13条の3 局長は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。

- 2 介護時間の単位は、30分とする。
- 3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）

第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

- 4 介護時間については、その期間の勤務しない1時間につき、給与規程第11条第2項に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額する。

第15条の見出しを「(介護休暇及び介護時間の請求)」に改め、同条第1項中「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第2項中「場合において、第13条第2項に規定する介護を必要とする1の継続する状態」を「介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間」に、「期間」を「期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の局長が定める場合)においては、局長が定める期間)」に改める。

第16条中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前的大阪市水道局職員就業規程第13条第1項の規定により介護休暇を与えられた職員であつて、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規程による改正後的大阪市水道局職員就業規程第13条第1項に規定する指定期間については、局長は、同条第4項の規定にかかわらず、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。この場合において、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「第1項」とあるのは「大阪市水道局職員就業規程の一部を改正する規程(平成29年大阪市水道事業管理規程第6号。以下「平成29年改正規程」という。)附則第2項」と、「期間の初日及び」とあるのは「期間の」と、同条第5項中「前項若しくは第7項」とあるのは「平成29年改正規程附則第2項若しくはこの条第7項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「平成29年改正規程附則第2項」と、同条第7項中「第4項」とあるのは「平成29年改正規程附則第2項」と、「申出の期間又は」とあるのは「平成29年改正規程附則第2項に規定する申出に基づく期間又は」とする。

(平29. 3. 31揭示済)

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第7号

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号中「第2条」を「第2条又は第3条の2第5号」に改め、同項中第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 局長の要請に応じて本市を退職し、引き続き本市が設立団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体をいう。）である地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員又は職員となるとき

(9) 前各号に掲げるもののほか、当該職員が勤務成績不良な者であつたとき又は職務上の義務に違反する行為を行つた者であるとき

第8条第10号中「治ゆ」を「治癒」に改める。

第30条中第1項を次のように改める。

地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職者に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の大阪市水道局企業職員給与規程第30条第1項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由による休職（以下「病気休職」という。）について適用し、施行日前に開始した病気休職については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に傷病手当金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第68条第1項に規定する傷病手当金又は健康保険法（大正11年法律第70号）第99条第1項に規定する傷病手当金をいう。）の支給期間がある職員（施行日前に職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第1条に規定する職員又は交通局に所属する職員であつた者に限る。）に係る施行日以後に開始する病気休職（当該支給期間に係る疾病又は負傷及びこれらにより生じた疾病（以下「傷病」という。）と同一の傷病による病気休職に限る。）については、この規程による改正前の大阪市水道局企業職員給与規程第30条第1項の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該病気休職の開始の際当該職員が取得している資格（地方公務員等共済組合法第3条第1項に規定する地方公務員共済組合の組合員の資格又は健康保険法第4条に規定する健康保険の保険者に属する被保険者の資格をいう。以下同じ。）が当該支給期間に係る資格と同一の法律に基づく資格である場合に限る。

（平29. 3. 31揭示済）

別表第 7 (第 8 条関係)

再任用職員の勤務成績による割合表

給料表	相対評価区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
	職員の区分					
水道局 企業職 給料表	職務の級が 8 級、7 級又は 6 級である職員	100分の 57.8	100分の 53.9	100分の 50	100分の 43.9	100分の 38.3
(1)	職務の級が 5 級、4 級、3 級、2 級又は 1 級である職員	100分の 42.6	100分の 41.3	100分の 40	100分の 38.1	100分の36
水道局 企業職 給料表	職務の級が 3 級、2 級又は 1 級である職員	100分の 42.6	100分の 41.3	100分の 40	100分の 38.1	100分の36
(2)						

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平29. 3. 31揭示済)

大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3 月31日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第 9 号

大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）」を「育児休業法」に改める。

第 7 条の 2 の見出しを「（本市が設立団体である地方独立行政法人から職員となった者の初任給）」に改め、同条第 1 項中「設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」を「設立団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 6 条第 3 項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方独立行政法人（同法）」に改め、同項第 1 号中「設立した」を「設立団体である」に改める。

別表第 8 育児休業をした期間の項中「（平成20年 3 月31日以前の期間にあつては、2 分の 1 以下）」を削り、同表介護休暇の期間の項中「2 分の 1」を「3 分の 3」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 8 の規定は、この規程の施行の日以後の介護休暇（改正後の規程第13条第 2 項第11号に規定する介護休暇をいう。以下同じ。）の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

（平29. 3. 31揭示済）

大阪市水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3月31日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第10号

大阪市水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する
規程

大阪市水道局企業職員の退職手当に関する規程（平成11年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第 9 号）第 1 条各号に掲げる職員となることにより退職した者

第 5 条中「傷病」を「傷病又は同条第 3 号に規定する公務上の死亡」に改める。

第 8 条第 1 項第 4 号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は国立大学法人」に改め、同項第 6 号中「設立した」を「設立団体（同法第 6 条第 3 項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である」に改め、同項第 7 号及び第 8 号中「設立した」を「設立団体である」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（平29. 3. 31揭示済）

告 示

大阪市告示第527号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1丁目 3番20号

大阪市人事室総務課

電話 06-6208-7415

2 入札に付する事項**(1) 調達件名及び数量**

総務事務システム開発及び運用保守業務委託 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書のとおり

(3) 契約期間

平成29年10月 2日から平成37年 3月31日まで

(4) 履行場所

ア 大阪市人事室管理課

大阪市阿倍野区阿倍野筋 3丁目10番 1-100号

あべのベルタ西館 2階（大阪市総務事務センター）

イ 大阪市人事室管理課（分室）

大阪市阿倍野区阿倍野筋 3丁目13番23号 あべのフォルサ

ウ その他

本市が指定する場所

(5) 本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

ただし、平成29年 5月17日（水）午後 5時30分までに資格審査申請を行わない場合は入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれのいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10情報処理 01情報処理 01システム企画・開発（140）」及び「10 情報処理 01情報処理 02システム運用・保守（141）」に登録があること。なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査

申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、契約管財局契約部契約課業務委託グループで当該審査を行う。（申請の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること）

- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)からプライバシーマークの付与の認証を受けていること、若しくは適合性評価制度(I SMS)の認証(ISO/IEC27001(JIS Q 27001))を受けていること

- (6) 本業務を受注しようとする事業者は、本業務と同程度（国、都道府県、政令指定都市、中核市又は特別区若しくは同程度の規模の民間企業（本件では従業員5,000人以上の企業を想定））の規模の情報システムの構築について次の2つの実績を有することを証明できること

- ・開発を実施した実績を1件以上有すること（履行中のものは除く）
- ・運用保守を行った実績を1件以上有すること（実施した期間が1年を超えている場合は現在実施中も可とする）

※ 開発実績及び運用保守実績を1つの契約で受注している場合、それぞれ1件ずつの実績を有しているものとする。

- (7) その他、本市の入札・契約に係る規定を遵守できること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び契約条項を示す場所

担当部局（1に同じ）

- (2) 入札参加申出書等の受付場所及び入札に関する問い合わせ先

担当部局（1に同じ）

- (3) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成29年5月17日（水）までの午前9時から午後5時30分まで、無償により交付する。（ただし、本市の休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

- (4) 入札参加申出書等の受付期間

公告の日から平成29年5月17日（水）までの午前9時から午後5時30分までの間（ただし、本市の休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

5 入札手続き等

本入札は、地方自治法施行令第167条10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札説明書に基づき本業務に関する入札書、総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

- (1) 入札執行並びに提案書等の提出日時及び場所

平成29年7月7日（金） 午前10時

大阪市役所本庁舎地下1階 共通会議室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第25条第2項に規定する郵便等（書留郵便等配達記録が残るもの。）による入札の場合は平成29年7月6日（木）午後5時30分までに必着のこと（郵送先は担当部局（1に同じ））

(2) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、(3)の落札者決定基準により落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせることができる。

(3) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、2,000点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。

イ 評価を「第1章 本委託業務に対する基本認識」、「第2章 業務要件及び機能要件に対する提案（業務共通）」、「第3章 業務要件及び機能要件に対する提案（業務個別）」、「第4章 非機能要件に対する提案」、「第5章 開発要件に対する提案」、「第6章 移行要件に対する提案」、「第7章 研修・教育に関する要件に対する提案」、「第8章 付帯作業要件に対する提案」、「第9章 運用保守要件及びオペレーション業務に対する提案」及び「価格」に区分し、その配点をそれぞれ70点、70点、420点、70点、350点、70点、70点、70点、210点、600点とする。

ウ 本基準の詳細は入札説明書等による。

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかの規定に該当する入札

(2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札

(3) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札

(4) 入札参加申出書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

(5) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) この調達法はWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書（契約金額が500万円以上の場合のみ）を提出するとともに、契約締結の手続きを行うこと。
- (3) 本入札にあたっては質問期間を設けており、入札をした者は入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

9 Summary

- (1) Subject for bidding:
Outsourcing of development, operation and maintenance of the General Affairs Clerical System
- (2) The deadline for the submission of application forms and attached documents for the qualification screening:
5:30PM, 17 May 2017
- (3) The deadline for the submission of tenders:
 - ① In person: 10:00AM, 7 July 2017
 - ② By post: 5:30PM, 6 July 2017
- (4) A contact point where tender documents are available:
Administration Department, Office of Human Resources, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-7415 (Japanese only)

(人事室総務課)

大阪市告示第528号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1 - 1300号 オーク200 1番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 製造物品及び数量

① 防火衣上衣ほか1点

内訳 防火衣上衣 328枚

救助用防火衣上衣 65枚

② 防火衣ズボンほか1点

内訳 防火衣ズボン 328本

救助用防火衣ズボン 65本

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 製造物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成30年3月23日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)①及び②の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。ただし、平成29年5月10日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「15:服類」または「59:消防・防災」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成29年5月10日（水）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成29年5月10日（水）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間 平成29年6月22日（木）から同月23日（金）まで

の午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成29年6月26日（月）午前11時30分

ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成29年6月26日（月）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成29年6月26日（月）午前11時30分

ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成29年6月23日（金）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成29年5月10日（水）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので

ある。

- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
 - ① Firefighter Protective Clothing Coat other 1
 - Firefighter Protective Clothing Coat 328pieces
 - Rescue Firefighter Protective Clothing Coat 65pieces
 - ② Firefighter Protective Clothing Coat other 1
 - Firefighter Protective Clothing Pants 328pieces
 - Rescue Firefighter Protective Clothing Pants 65pieces
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 10 May 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 22 June 2017 to 5:00PM, 23 June 2017
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 26 June 2017
 - ③ by post: 5:00PM, 23 June 2017
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第529号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随

意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎市民局総務部総務課(住民情報グループ)(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

①戸籍情報システムソフトウェア使用許諾 ②随意契約 ③平成29年4月1日 ④富士ゼロックスシステムサービス株式会社(大阪市西区土佐堀2丁目2番17号) ⑤73,671,120円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)

◎市民局総務部総務課(住民情報グループ)(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

①戸籍情報システム保守業務 ②随意契約 ③平成29年4月1日 ④富士ゼロックスシステムサービス株式会社(大阪市西区土佐堀2丁目2番17号)

⑤46,993,089円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)

(市民局総務部総務課)

大阪市告示第530号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約制度課(大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号)

①平成29年度電子調達システム運用保守業務委託 ②随意 ③平成29年4月1日 ④日本電気(株)関西支社(大阪市中央区城見1丁目4番24号) ⑤99,990,720円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

(契約管財局契約部契約制度課)

大阪市告示第531号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎都市整備局住宅部管理課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①大阪市営住宅情報連携システム構築・運用保守業務委託 ②総合評価一般競争 ③29. 3. 17 ④S C S K株式会社 東京都江東区豊洲三丁目2番20号 ⑤72, 977, 878円 ⑥28. 12. 16

（都市整備局住宅部管理課）

大阪市告示第532号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課調達グループ（大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階）

①平成29年度北区、都島区及び中央区の大阪市立学校（46校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 2. 9 ④南海環境開発(株) 大阪市住吉区南住吉3丁目19番28号 ⑤168円 ⑥28. 12. 2

①平成29年度旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（55校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 2. 9 ④サンキ(株) 大阪市鶴見区横堤1丁目5番36号 ⑤183円 ⑥28. 12. 2

①平成29年度西区、港区、大正区及び浪速区の大阪市立学校（51校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 2. 9 ④栄伸開発(株) 大阪市大正区鶴町1丁目10番2号 ⑤216円 ⑥28. 12. 2

①平成29年度住之江区及び住吉区の大阪市立学校（45校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 2. 9 ④山田衛生(株) 大阪市西成区萩之茶屋3丁目2番10号 ⑤205円 ⑥28. 12. 2

①平成29年度天王寺区、東成区及び生野区の大阪市立学校（56校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 2. 9 ④山田衛生(株)

大阪市西成区萩之茶屋 3 丁目 2 番10号 ⑤205円 ⑥28.12. 2

①平成29年度東住吉区及び平野区の大阪市立学校（53校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 2. 9 ④南海環境開発(株) 大阪市住吉区南住吉 3 丁目19番28号 ⑤165円 ⑥28.12. 2

①平成29年度福島区、此花区及び西淀川区の大阪市立学校（43校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 2. 9 ④南海環境開発(株) 大阪市住吉区南住吉 3 丁目19番28号 ⑤168円 ⑥28.12. 2

①平成29年度淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（47校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 2. 9 ④南海環境開発(株) 大阪市住吉区南住吉 3 丁目19番28号 ⑤187円 ⑥28.12. 2

①平成29年度阿倍野区及び西成区の大阪市立学校（32校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 2. 9 ④山田衛生(株) 大阪市西成区萩之茶屋 3 丁目 2 番10号 ⑤194円 ⑥28.12. 2

①平成29年度都島区、中央区、天王寺区、浪速区、旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（104校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 3. 7 ④南海環境開発(株) 大阪市住吉区南住吉 3 丁目19番28号 ⑤17円 ⑥29. 1. 6

①平成29年度西区、港区、大正区、住之江区、住吉区及び西成区の大阪市立学校（104校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 3. 7 ④(株)ディブレイク 大阪府堺市東区白鷺町 3 丁 4 番35号 ⑤19円 ⑥29. 1. 6

①平成29年度東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区の大阪市立学校（113校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 3. 7 ④南海環境開発(株) 大阪市住吉区南住吉 3 丁目19番28号 ⑤20円 ⑥29. 1. 6

①平成29年度北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（107校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③29. 3. 7 ④南海環境開発(株) 大阪市住吉区南住吉 3 丁目19番28号 ⑤18円 ⑥29. 1. 6

（教育委員会事務局総務部総務課）

大阪市告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、大阪都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可（平成29年大阪府告示第507号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第 2 項において準用する同法第62条第 2 項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画下水道事業

(大阪市十八条処理区公共下水道)

(大阪市中浜処理区公共下水道)

(大阪市放出処理区公共下水道)

(大阪市千島処理区公共下水道)

(大阪市市岡処理区公共下水道)

(大阪市此花処理区公共下水道)

2 縦覧場所

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号

A T C ビル I T M 棟 6 階

大阪市建設局下水道河川部調整課

(都市計画局計画部都市計画課)

大阪告示第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項において準用する同法第 62条第 1 項の規定により、南部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成29年近畿地方整備局告示第79号及び平成29年大阪府告示第599号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第 2 項において準用する同法第 62条第 2 項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成29年 4 月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 送付のあった図書の写し

南部大阪都市計画道路事業

(3 ・ 2 ・ 217－ 2 号堺松原線)

(1 ・ 3 ・ 0－ 1 号大和川線)

2 縦覧場所

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所 7 階

大阪市都市計画局計画部都市計画課

(都市計画局計画部都市計画課)

大阪告示第535号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行

為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 許可番号
平成28年 9月29日 大阪市指令都計（開）第46号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市城東区放出西1丁目74番1、74番4、74番5
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
京都市山科区柳辻中在家町8番地1
シード平和株式会社
代表取締役 小池 信三
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	26.157m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
下水道	D=150mm	6.600m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 3 ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）



大阪市告示第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 許可番号
平成28年11月15日 大阪市指令都計（開）第61号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市生野区勝山北1丁目5829番1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市東住吉区杭全3丁目4番22号
株式会社ジェーシージー

代表取締役 吉田 秋信

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	50.000m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
下水道	D=150mm	2.100m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート付 1 ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成28年11月29日 大阪市指令都計（開）第63号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区御崎5丁目17番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市都島区都島本通4丁目3番22号

株式会社エイワハウジング

代表取締役 矢野 永知

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	18.400m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	4.100m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート付 1ヵ所 新設工

下水道	D=150mm	4.100m	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付 1ヵ所 新設工
-----	---------	--------	-----	---	-----------------------------

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	15.550m	大阪市	—	集水ますⅠ型 4ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）



大阪市告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①あまねクリニック ②大阪市北区中崎1丁目2番25号 ③平成29年3月15日

①医療法人皓仁会 天満天神クリニック ②大阪市北区東天満1丁目1番15号
③平成29年3月1日

①天満SORAクリニック ②大阪市北区浪花町4番9号 ③平成29年3月1日

①よつばこころと体のクリニック ②大阪市福島区福島5丁目6番33号 ③平成29年2月7日

①四ツ橋腎泌尿器科こじまクリニック ②大阪市西区北堀江1丁目5番14号
③平成29年3月1日

①医療法人 大和医院 ②大阪市港区磯路2丁目1番3号 ③平成29年3月1日

①井上医院 ②大阪市浪速区日本橋東2丁目3番13号 ③平成29年1月28日

①医療法人 行岡整形外科 ②大阪市旭区高殿3丁目15番16号 ③平成29年2月1日

- ①はしもとメンタルクリニック ②大阪市住吉区長居東4丁目11番25-701号
③平成29年3月1日
- ①森本診療所 ②大阪市西成区千本南1丁目23番24号 ③平成29年1月1日
- ①はしもと歯科医院 ②大阪市都島区善源寺町1丁目5番54号 ③平成29年3月27日
- ①おおはし歯科医院 ②大阪市中央区大手通1丁目1番13号 ③平成29年3月1日
- ①オレンジ薬局 天神橋筋五丁目店 ②大阪市北区黒崎町6番20号 ③平成29年3月1日
- ①あい薬局 ②大阪市中央区大手前3丁目1番43号 ③平成29年3月27日
- ①アリス薬局 ②大阪市中央区北久宝寺町2丁目4番14号 ③平成29年3月1日
- ①三寶薬局 ②大阪市中央区玉造1丁目11番4号 ③平成29年1月1日
- ①阪神調剤薬局 大阪がんセンター店 ②大阪市中央区大手前3丁目1番43号
③平成29年3月1日
- ①アップルプラス薬局 ②大阪市西区千代崎2丁目24番16号 ③平成29年3月1日
- ①オレンジ薬局 ②大阪市港区八幡屋1丁目12番7号 ③平成29年3月1日
- ①あすか薬局 ②大阪市浪速区恵美須東1丁目7番12号 ③平成29年3月1日
- ①近畿調剤東中本薬局 ②大阪市東成区東中本2丁目2番6号 ③平成29年3月1日
- ①オレンジ薬局 寺田町店 ②大阪市生野区林寺1丁目3番12号 ③平成29年3月1日
- ①調剤薬局ツルハドラッグ蒲生四丁目駅前店 ②大阪市城東区中央1丁目13番18号 ③平成29年3月1日
- ①ウエルシア薬局 鶴見緑店 ②大阪市鶴見区緑4丁目2番61号 ③平成29年3月1日
- ①ハート薬局 ②大阪市住之江区中加賀屋3丁目3番6-101号 ③平成29年2月1日
- ①いろどり薬局 ②大阪市住吉区長居東4丁目11番25号 ③平成29年3月1日
- ①くるーず薬局 万代店 ②大阪市住吉区万代5丁目14番1号 ③平成29年2月1日
- ①はな薬局 東田辺店 ②大阪市東住吉区東田辺2丁目27番14号 ③平成29年3月1日
- ①サンキ薬局 ②大阪市西成区花園南2丁目7番13号 ③平成29年2月1日
- ①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
指定年月日
- ①リアレイト 株式会社 ②大阪府和泉市室堂町5番地の1 6棟603号 ③
リレイト訪問看護ステーション ④大阪市北区西天満4丁目1番23号 ⑤平成

29年 3月 1日

①株式会社 エイ・アイ・ピー ②大阪市福島区福島 7丁目 6番23号 ③やさしいそら訪問看護ステーション ④大阪市福島区福島 7丁目 6番23-401号

⑤平成29年 3月 1日

①株式会社 C o n n e c t ②大阪市西成区潮路 1丁目 2番32号 ③スマイルらいふ南堀江訪問看護ステーション ④大阪市西区南堀江 1丁目18番20号

⑤平成29年 3月 1日

①有限会社 ほたるケアサービス ②大阪市浪速区恵美須西 1丁目 5番 3号
③リハビリ&ナーシングケアほたる訪問看護ステーション ④大阪市浪速区恵美須西 1丁目 5番 3-102号 ⑤平成29年 3月 1日

①合同会社 よあけ ②大阪市淀川区新高 2丁目19番 4-108号 ③よあけ訪問看護ステーション ④大阪市淀川区新高 2丁目19番 4-108号 ⑤平成29年 2月13日

①一般社団法人 在宅看護センター関西 ②大阪市浪速区下寺 2丁目 9番10-810号 ③なにわ訪問看護ステーション ④大阪市阿倍野区文の里 4丁目19番20号 ⑤平成29年 3月 1日

①合同会社 ウェーブ ②大阪市住之江区新北島 5丁目 2番28-603号 ③イーリス訪問看護ステーション ④大阪市西成区潮路 1丁目 9番19-1010号 ⑤平成29年 2月 1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：医療法人気象会 東朋病院 （新）：医療法人桜希会 東朋病院

②大阪市都島区都島南通 2丁目 8番 9号 ③平成29年 2月 1日

①ウエルシア薬局 住之江新北島店 ②（旧）：大阪市住之江区新北島 3丁目 6番 4号 （新）：大阪市住之江区新北島 3丁目 6番16号 ③平成28年11月 1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
変更年月日

①株式会社 Sympathy ②(旧)：大阪市住之江区新北島1丁目4番
21号 (新)：大阪市住之江区安立3丁目6番26号 ③訪問看護ステーション
シンパシー24 ④(旧)：大阪市住之江区新北島1丁目4番21号 (新)：
大阪市住之江区安立3丁目6番26号 ⑤平成29年2月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①おおしたクリニック ②大阪市福島区福島5丁目6番33号 ③平成29年2月6日

①井上医院 ②大阪市浪速区日本橋東2丁目3番13号 ③平成29年1月27日

①医療法人心愛会 みつやクリニック ②大阪市淀川区三津屋中2丁目11番1号 ③平成28年12月31日

①池田医院 ②大阪市生野区田島3丁目5番25号 ③平成29年2月28日

①行岡整形外科 ②大阪市旭区高殿3丁目20番25号 ③平成29年1月31日

①医療法人済新会 済新会クリニック ②大阪市西成区玉出中2丁目1番26号 ③平成29年2月28日

①森本診療所 ②大阪市西成区千本南1丁目23番25号 ③平成28年12月31日

①長居ファミリー歯科クリニック ②大阪市住吉区长居東4丁目11番25-202号 ③平成29年2月28日

①ハート薬局 ②大阪市住之江区中加賀屋4丁目1番24号 ③平成29年1月31日

①サンキ薬局 ②大阪市西成区花園南2丁目7番13号 ③平成29年1月31日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤

廃止年月日

①株式会社 ひとあい ②大阪市福島区鷺洲1丁目9番18号 ③やさしいそら
訪問看護ステーション ④大阪市福島区鷺洲1丁目9番18号 ⑤平成29年 2月
28日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①医療法人 大和医院 ②大阪市港区磯路2丁目6番1号 ③平成29年 1月31
日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
介護機関別（指定年月日）

①医療法人徳旺会 長谷川歯科医院 ②大阪市此花区伝法2丁目4番4号 ③

医療法人徳旺会 長谷川歯科医院 ④大阪市此花区伝法2丁目4番4号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年3月1日）

①村田 正人 ②三重県鳥羽市大明西町1番1号 ③村田調剤薬局なんばO C A T店 ④大阪市浪速区湊町1丁目4番1号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年3月1日）

①株式会社おらいおん ②大阪市都島区都島本通3丁目9番4号 ③マルゼン薬局 ④大阪市生野区桃谷2丁目9番13号 ⑤居宅療養管理指導（平成28年12月5日） 介護予防居宅療養管理指導（平成28年12月5日）

①医療法人明絢会 ②大阪市阿倍野区播磨町1丁目20番23-102号 ③スズキ診療所 ④大阪市阿倍野区播磨町1丁目20番23-102号 ⑤訪問看護（平成29年1月1日） 居宅療養管理指導（平成29年1月1日）

①大壁 充代 ②大阪市住之江区西加賀屋3丁目18番6号 ③ハリマ薬局 ④大阪市住之江区西加賀屋3丁目18番6号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年3月1日）

①株式会社花楽園 ②大阪市生野区新今里4丁目5番12-4011号 ③ヘルパーステーション花楽園 ④大阪市住吉区千駄2丁目2番5号 ⑤訪問介護（平成29年3月1日） 介護予防訪問介護（平成29年3月1日）

①株式会社ケア21 ②大阪市北区堂島2丁目2番2号 ③グループホームたのしい家田辺 ④大阪市東住吉区田辺2丁目11番43号 ⑤認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成29年1月1日）

①有限会社大阪経営 ②大阪市西淀川区大和田6丁目4番22号 ③加美西薬局 ④大阪市平野区加美西2丁目3番11号 ⑤介護予防居宅療養管理指導（平成29年3月1日）

①秋山 健 ②大阪市阿倍野区旭町3丁目2番36-2102号 ③秋山歯科診療所 ④大阪市西成区天下茶屋北1丁目5番4号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年3月1日）

①株式会社タカメディカル ②大阪市西成区天下茶屋2丁目19番3号 ③株式会社タカメディカル ④大阪市西成区天下茶屋2丁目19番3号 ⑤福祉用具貸与（平成29年3月1日） 特定福祉用具販売（平成29年3月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成29年3月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成29年3月1日）

①メイクイーン合同会社 ②大阪市西成区千本中1丁目3番2号 ③ケアステーションメイクイーン ④大阪市西成区千本中1丁目3番2-706号 ⑤訪問介護（平成29年2月1日） 介護予防訪問介護（平成29年2月1日）

①社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 ②大阪市西成区出城1丁目6番14号 ③すずらん診療所 ④大阪市西成区出城2丁目4番10号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年1月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年1月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（変更年月日）

①株式会社T o n d o ②大阪市中央区東心斎橋1丁目9番21号 ③（旧）：くれない都島ケアセンター （新）：トンド都島ケアセンター ④大阪市都島区善源寺町1丁目8番19-205号 ⑤訪問介護（平成29年3月1日） 居宅介護支援（平成29年3月1日） 介護予防訪問介護（平成29年3月1日）

①有限会社 サンスマイル ②（旧）：大阪市都島区都島中通3丁目5番57号 （新）：大阪市都島区都島中通2丁目9番37号 ③訪問介護有限会社サンスマイル ④（旧）：大阪市都島区都島南通2丁目6番18-201号 （新）：大阪市都島区東野田町5丁目14番17号 ⑤訪問介護（平成28年9月15日） 介護予防訪問介護（平成28年9月15日）

①メディアージュ株式会社 ②（旧）：大阪府摂津市千里丘7丁目10番24号 （新）：大阪市淀川区西中島7丁目1番26号 ③ナスクル訪問看護ステーション ④大阪市西区江戸堀1丁目10番1-502号 ⑤訪問看護（平成28年12月20日） 介護予防訪問看護（平成28年12月20日）

①株式会社T o n d o ②大阪市中央区東心斎橋1丁目9番21号 ③（旧）：くれないみなとケアセンター （新）：トンドみなとケアセンター ④大阪市港区磯路3丁目1番18-602号 ⑤訪問介護（平成29年3月1日） 介護予防訪問介護（平成29年3月1日）

①株式会社ライフサポートたんぼぼ ②大阪市港区市岡1丁目24番9号 ③ライフサポートたんぼぼ ④（旧）：大阪市港区市岡元町2丁目11番30号 （新）：大阪市港区市岡元町2丁目14番20号 ⑤訪問介護（平成28年9月1日） 介護予防訪問介護（平成28年9月1日）

①有限会社リリー ②大阪市大正区南恩加島2丁目2番4号 ③リリーケアプランセンター ④（旧）：大阪市大正区南恩加島2丁目2番4-205号 （新）：大阪市大正区平尾4丁目7番12号 ⑤居宅介護支援（平成28年1月1日）

①医療法人公英会 ②大阪市淀川区東三国5丁目1番1号 ③(旧)：伊藤小児歯科医院 (新)：伊藤歯科クリニック ④大阪市淀川区東三国5丁目1番1号 ⑤居宅療養管理指導(平成26年7月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成26年7月1日)

①株式会社T o n d o ②大阪市中央区東心斎橋1丁目9番21号 ③(旧)：くれない東淀ケアセンター (新)：トンド東淀ケアセンター ④大阪市東淀川区淡路3丁目3番13-201号 ⑤訪問介護(平成29年3月1日) 介護予防訪問介護(平成29年3月1日)

①株式会社T o n d o ②大阪市中央区東心斎橋1丁目9番21号 ③(旧)：くれない東成いくのケアセンター (新)：トンド東成いくのケアセンター ④大阪市東成区大今里2丁目28番25号 ⑤訪問介護(平成29年3月1日) 介護予防訪問介護(平成29年3月1日)

①アンジュ株式会社 ②大阪市生野区田島5丁目13番1号 ③ライフサポート愛樹 ④(旧)：大阪市生野区田島5丁目3番14-203号 (新)：大阪市生野区田島5丁目3番14-101号 ⑤福祉用具貸与(平成26年8月1日) 特定福祉用具販売(平成26年8月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成26年8月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成26年8月1日)

①ユーアップ株式会社 ②大阪市淀川区田川2丁目8番2号 ③ユーアップヘルパーステーション城東店 ④(旧)：大阪市城東区東中浜3丁目4番12-201号 (新)：大阪市城東区中央1丁目1番22-401号 ⑤訪問介護(平成28年11月1日) 介護予防訪問介護(平成28年11月1日)

①株式会社T o n d o ②大阪市中央区東心斎橋1丁目9番21号 ③(旧)：くれない城東つるみケアセンター (新)：トンド城東つるみケアセンター ④大阪市鶴見区鶴見3丁目3番13-206号 ⑤訪問介護(平成29年3月1日) 居宅介護支援(平成29年3月1日) 介護予防訪問介護(平成29年3月1日)

①株式会社S y m p a t h y ②(旧)：大阪市住之江区新北島1丁目4番21号 (新)：大阪市住之江区安立3丁目6番26号 ③桜井ケアセンター24 ④(旧)：大阪市住之江区新北島1丁目4番21号 (新)：大阪市住之江区安立3丁目6番26号 ⑤訪問介護(平成29年2月1日) 介護予防訪問介護(平成29年2月1日)

①株式会社サークルケア ②(旧)：大阪市住之江区北島2丁目7番34-703号 (新)：大阪市住之江区御崎5丁目2番5号 ③訪問介護事業所まんまる ④(旧)：大阪市住之江区御崎1丁目7番12-305号 (新)：大阪市住之江区御崎5丁目2番5号 ⑤訪問介護(平成29年3月1日) 介護予防訪問介護(平成29年3月1日)

①株式会社花楽園 ②(旧)：大阪市生野区新今里4丁目5番12-4011号 (新)：大阪市住吉区千駄2丁目2番5号 ③アジアリゾートスパ花楽園住吉 ④大阪市住吉区千駄2丁目2番5号 ⑤介護予防通所介護(平成29年3月1日) 地域密着型通所介護(平成29年3月1日)

①株式会社ユニマットリタイアメント・コミュニティ ②(旧)：東京都港区

南青山2丁目12番14号 (新) : 東京都港区北青山2丁目7番13号 ③あびこ
ケアセンターそよ風 ④大阪市住吉区我孫子東3丁目3番11号 ⑤通所介護(平
成29年1月10日) 短期入所生活介護(平成29年1月10日) 介護予防短期入
所生活介護(平成29年1月10日) 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
(平成29年1月10日) 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
(平成29年1月10日) 介護予防通所介護(平成29年1月10日)

①株式会社花楽園 ②(旧) : 大阪市生野区新今里4丁目5番12-4011号
(新) : 大阪市住吉区千駄2丁目2番5号 ③花楽園住吉ケアプランセンター

④大阪市住吉区千駄2丁目2番5号 ⑤居宅介護支援(平成29年3月1日)

①有限会社祥商 ②(旧) : 大阪市住吉区万代5丁目6番1-8号 (新) :
大阪市住吉区万代4丁目11番12号 ③フラワー介護センター ④(旧) : 大阪
市住吉区万代5丁目6番1-8号 (新) : 大阪市住吉区万代4丁目11番12号

⑤訪問介護(平成28年12月1日) 介護予防訪問介護(平成28年12月1日)

①株式会社グリーン・リーフ ②(旧) : 大阪市浪速区元町2丁目3番19-501
号 (新) : 大阪市東住吉区北田辺5丁目9番4号 ③グリーン・リーフ介護
センター ④大阪市東住吉区北田辺5丁目2番24号 ⑤訪問介護(平成26年7
月1日) 介護予防訪問介護(平成26年7月1日)

①合同会社ウェーブ ②大阪市住之江区新北島5丁目2番28-603号 ③イー
リス訪問看護ステーション ④(旧) : 大阪市西成区潮路1丁目9番12-1010
号 (新) : 大阪市西成区潮路1丁目9番19-1010号 ⑤訪問看護(平成29年
3月16日) 介護予防訪問看護(平成29年3月16日)

①合同会社大きな木 ②(旧) : 大阪市西成区花園南1丁目6番25号 (新)
: 大阪市西成区花園南1丁目9番33号 ③介護サービス大きな木 ④(旧) :
大阪市西成区花園南1丁目6番25号 (新) : 大阪市西成区花園南1丁目9番
33号 ⑤訪問介護(平成29年2月1日) 介護予防訪問介護(平成29年2月1
日)

①株式会社M&Aライフサポート ②(旧) : 大阪市西成区天神ノ森1丁目12
番3-201号 (新) : 大阪市西成区天神ノ森1丁目11番14号 ③かなでケア
④(旧) : 大阪市西成区天神ノ森1丁目12番3-201号 (新) : 大阪市西
成区天神ノ森1丁目11番14号 ⑤訪問介護(平成29年3月1日) 介護予防訪
問介護(平成29年3月1日)

①株式会社ナニワ ②(旧) : 大阪市西成区鶴見橋1丁目6番12号 (新) :
大阪市西成区鶴見橋1丁目4番33号 ③ナニワ福祉用具サービス ④(旧) :
大阪市西成区鶴見橋1丁目6番12号 (新) : 大阪市西成区鶴見橋1丁目4番
33号 ⑤福祉用具貸与(平成29年3月9日) 特定福祉用具販売(平成29年3
月9日) 特定介護予防福祉用具販売(平成29年3月9日) 介護予防福祉用
具貸与(平成29年3月9日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
介護機関別（廃止年月日）

①有限会社近畿サービス ②三重県名張市桔梗が丘5番町8-86号 ③ききょう
北介護サービス ④大阪市北区池田町1番55-101号 ⑤訪問介護（平成29
年3月31日） 介護予防訪問介護（平成29年3月31日）

①エルケア株式会社 ②大阪市北区中崎西2丁目4番12号 ③エルケア都島毛
馬ケアセンター ④大阪市都島区毛馬町2丁目1番14号 ⑤訪問介護（平成29
年3月31日） 介護予防訪問介護（平成29年3月31日）

①株式会社ひとあい ②大阪市福島区鷺洲1丁目9番18号 ③やさしいそら訪
問看護ステーション ④大阪市福島区鷺洲1丁目9番18号 ⑤訪問看護（平成
29年2月28日） 居宅療養管理指導（平成29年2月28日） 介護予防居宅療養
管理指導（平成29年2月28日） 介護予防訪問看護（平成29年2月28日）

①小畑 優子 ②大阪市此花区高見2丁目13番3号 ③日野医院 ④大阪市此
花区高見2丁目13番3号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年2月28日） 介護予
防居宅療養管理指導（平成29年2月28日）

①エールシステムズ株式会社 ②大阪市中心区難波3丁目6番11号 ③エール
システムズ ④大阪市中心区難波3丁目6番11号 ⑤訪問介護（平成29年3月
31日） 介護予防訪問介護（平成29年3月31日）

①株式会社タカメディカル ②大阪市西区靱本町1丁目15番1号 ③株式会社
タカメディカル ④大阪市西区靱本町1丁目15番1号 ⑤福祉用具貸与（平成
29年2月28日） 特定福祉用具販売（平成29年2月28日） 特定介護予防福祉
用具販売（平成29年2月28日） 介護予防福祉用具貸与（平成29年2月28日）

①株式会社フォレストブック ②大阪市鶴見区今津北5丁目11番6-405号
③ひより32ケアプランセンター ④大阪市港区港晴3丁目1番3号 ⑤居宅
介護支援（平成29年3月31日）

①メイクイーン合同会社 ②大阪市大正区千島3丁目6番17号 ③ケアステー
ションメイクイーン ④大阪市大正区千島3丁目6番17号 ⑤訪問介護（平成

29年 2月 1日) 介護予防訪問介護 (平成29年 2月 1日)

①株式会社プロセス ②大阪市天王寺区勝山 2丁目13番 1号 ③ビッキー介護センター ④大阪市天王寺区勝山 2丁目13番 1号 ⑤訪問介護 (平成29年 3月 31日)

①医療法人心愛会 ②大阪市淀川区三津屋中 2丁目11番 1号 ③医療法人心愛会みつやクリニック ④大阪市淀川区三津屋中 2丁目11番 1号 ⑤訪問看護 (平成28年12月31日) 訪問リハビリテーション (平成28年12月31日) 居宅療養管理指導 (平成28年12月31日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成28年12月31日) 介護予防訪問看護 (平成28年12月31日) 介護予防訪問リハビリテーション (平成28年12月31日)

①池田 育弘 ②大阪市生野区田島 3丁目 5番25号 ③池田医院 ④大阪市生野区田島 3丁目 5番25号 ⑤訪問看護 (平成29年 2月28日) 訪問リハビリテーション (平成29年 2月28日) 居宅療養管理指導 (平成29年 2月28日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成29年 2月28日) 介護予防訪問看護 (平成29年 2月28日) 介護予防訪問リハビリテーション (平成29年 2月28日)

①合同会社LOHAS ②大阪市生野区巽北 1丁目20番 2号 ③ケアサポートロハス ④大阪市生野区巽北 1丁目20番 2号 ⑤訪問介護 (平成29年 3月31日) 介護予防訪問介護 (平成29年 3月31日)

①水谷 文洋 ②大阪市旭区太子橋 1丁目 1番 1号 ③みずたにデンタルクリニック ④大阪市旭区太子橋 1丁目 1番 1号 ⑤居宅療養管理指導 (平成28年 9月30日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成28年 9月30日)

①医療法人明綯会 ②大阪市阿倍野区播磨町 1丁目10番21号 ③スズキ診療所 ④大阪市阿倍野区播磨町 1丁目10番21号 ⑤訪問看護 (平成26年 7月 1日) 訪問リハビリテーション (平成26年 7月 1日) 居宅療養管理指導 (平成26年 7月 1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成26年 7月 1日) 介護予防訪問看護 (平成26年 7月 1日) 介護予防訪問リハビリテーション (平成26年 7月 1日)

①有限会社こうよう薬局 ②大阪市住之江区中加賀屋 3丁目 6番13号 ③ハート薬局 ④大阪市住之江区中加賀屋 4丁目 1番24号 ⑤居宅療養管理指導 (平成29年 1月31日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成29年 1月31日)

①大壁 武史 ②大阪市住之江区西加賀屋 3丁目18番 6号 ③ハリマ薬局 ④大阪市住之江区西加賀屋 3丁目18番 6号 ⑤居宅療養管理指導 (平成29年 2月28日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成29年 2月28日)

①医療法人恵愛会クリニック畑森 ②大阪市住吉区山之内 2丁目 9番11号 ③恵愛会クリニック畑森ケアプランセンター ④大阪市住吉区山之内 2丁目 2番 7-206号 ⑤居宅介護支援 (平成29年 2月28日)

①上農 美樹子 ②大阪市住吉区山之内 3丁目 8番30-103号 ③住吉第二薬局 ④大阪市住吉区山之内 3丁目 8番30-103号 ⑤居宅療養管理指導 (平成26年 7月 1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成26年 7月 1日)

①目黒 美代子 ②大阪市住吉区山之内 3丁目 2番 4号 ③住吉薬局 ④大阪

市住吉区山之内 3 丁目 2 番 4 号 ⑤居宅療養管理指導（平成27年 6 月30日）

介護予防居宅療養管理指導（平成27年 6 月30日）

①医療法人光翔会 ②大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号 ③長居ファミリー歯科クリニック ④大阪市住吉区長居東 4 丁目11番25ー202号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年 2 月28日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年 2 月28日）

①秋山 栄 ②大阪市西成区天下茶屋北 1 丁目 5 番 4 号 ③秋山歯科診療所 ④大阪市西成区天下茶屋北 1 丁目 5 番 4 号 ⑤居宅療養管理指導（平成26年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成26年 7 月 1 日）

①森本 洋一 ②大阪市西成区千本南 1 丁目23番25号 ③森本診療所 ④大阪市西成区千本南 1 丁目23番25号 ⑤訪問看護（平成28年12月31日） 訪問リハビリテーション（平成28年12月31日） 居宅療養管理指導（平成28年12月31日）

介護予防居宅療養管理指導（平成28年12月31日） 介護予防訪問看護（平成28年12月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成28年12月31日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項によりその例によることとされた生活保護法第55条第 1 項の規定により、施術機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第 4 項によりその例によることとされた生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

平成29年 4 月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①木村 俊也 ②そらいろ整骨院 ③大阪市港区市岡 2 丁目 4 番25号 ④平成29年 1 月 5 日

①藤井 雅之 ②あいぜんえびす整骨院 ③大阪市浪速区日本橋 5 丁目11番19号 ④平成29年 3 月 1 日

①金 利京 ②きむ鍼灸整骨院 ③大阪市生野区田島 2 丁目 2 番26号 ④平成29年 2 月14日

①黒田 麻衣子 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 4 号 ④平成29年 3 月 1 日

①佐藤 直美 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 4 号 ④平成29年 3 月 1 日

①松浦 茜 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 4 号 ④平成29年 3 月 1 日

- ①南 沙織 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田2丁目5番4号 ④平成29年3月1日
- ①森田 智洋 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田2丁目5番4号 ④平成29年3月1日
- ①柳生 浩 ②柳生鍼灸院 ③大阪市都島区大東町2丁目17番27号 ④平成29年3月1日
- ①堀口 和秀 ②（往療専門） ③大阪市中央区内本町2丁目4番10-604号 ④平成29年3月1日
- ①佐々木 美知恵 ②（往療専門） ③大阪市天王寺区玉造元町2番35-604号 ④平成29年3月1日
- ①那珂 千尋 ②ナチュラルカラー鍼灸マッサージ院 ③大阪市東淀川区豊新5丁目11番12号 ④平成29年3月1日
- ①田中 裕樹 ②もみの木鍼灸院 ③大阪市生野区勝山北1丁目2番10号 ④平成28年11月1日
- ①伊勢 晃二 ②南港通鍼灸整骨院 ③大阪市阿倍野区阪南町5丁目23番14号 ④平成29年3月1日
- ①柴村 明德 ②恵はりきゅう治療院 ③大阪市阿倍野区松崎町4丁目8番13号 ④平成29年3月1日
- ①小川 晶子 ②OZ鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区帝塚山東3丁目8番15号 ④平成29年3月1日
- ①倉田 賢二 ②OZ鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区帝塚山東3丁目8番15号 ④平成29年3月1日
- ①上田 慈美 ②上田鍼灸院 ③大阪市東住吉区山坂1丁目13番12号 ④平成29年2月1日
- ①白石 昌嗣 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市平野区喜連西1丁目18番30-105号 ④平成29年3月1日
- ①前川 稔 ②伊藤鍼灸院 ③大阪市平野区喜連西4丁目6番26-103号 ④平成29年3月1日
- ①金山 征司 ②まごころ鍼灸マッサージ院 ③大阪市中央区南船場3丁目6番27号 ④平成29年3月1日
- ①三好 俊次 ②まごころ鍼灸マッサージ院 ③大阪市中央区南船場3丁目6番27号 ④平成29年3月1日
- ①川口 通博 ②川口治療院 ③大阪市西淀川区佃3丁目10番12号 ④平成29年3月1日
- ①長船 まり ②森指圧鍼灸院 ③大阪市生野区巽南3丁目14番11-501号 ④平成29年3月9日
- ①田川 豊彦 ②かんざき整骨鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区我孫子西2丁目11番23号 ④平成29年3月1日
- ①市野 勝一 ②いきいき鍼灸治療院 ③大阪市東住吉区湯里1丁目14番5号 ④平成29年2月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①大倉 一晃 ②（旧）：カズ鍼灸院 （新）：訪問鍼灸院884住吉分院 ③
大阪市住吉区大領5丁目3番10-218号 ④平成29年 3月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①黒田 麻衣子 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田2丁目5番8号
④平成29年 2月28日

①佐藤 直美 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田2丁目5番8号
④平成29年 2月28日

①松浦 茜 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 8 号 ④
平成29年 2 月28日

①南 沙織 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 8 号 ④
平成29年 2 月28日

①森田 智洋 ②こころ梅田鍼灸治療院 ③大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 8 号
④平成29年 2 月28日

①上田 慈美 ②上田鍼灸院 ③東住吉区西今川 2 丁目15番 4 号 ④平成27年
3 月31日

①喜多 靖範 ②やすらぎ鍼灸治療院 ③大阪市平野区瓜破西 1 丁目 8 番89号
④平成28年 5 月31日

①堀口 和秀 ②千寿鍼灸院 ③大阪市西成区玉出中 1 丁目12番12号 ④平成
29年 1 月31日

①石井 信昭 ②いきいき鍼灸治療院 ③大阪市東住吉区湯里 1 丁目14番 5 号
④平成28年12月 1 日

①井上 宏樹 ②いきいき鍼灸治療院 ③大阪市東住吉区湯里 1 丁目14番 5 号
④平成28年 2 月 1 日

①村濱 柳太郎 ②いきいき鍼灸治療院 ③大阪市東住吉区湯里 1 丁目14番 5
号 ④平成29年 2 月 1 日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第548号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項の規定により、指定居宅
サービス事業者を指定したので、同法第78条第 1 項第 1 号の規定により公示す
る。

平成29年 4 月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サー
ビスの種類

①合資会社セラビアン ②セラビアン・ケア 大阪市西成区津守一丁目 1 番10
号 マンション篠原25号室 ③平成29年 4 月 1 日 ④訪問介護

①エールシステムズ株式会社 ②エールシステムズ旭 大阪市旭区新森二丁目
12番10号 ③平成29年 4 月 1 日 ④訪問介護

①株式会社ポピンズ ②ポピンズシルバーサービス大阪 大阪市北区曽根崎二
丁目12番 7 号 清和梅田ビル10階 ③平成29年 4 月 1 日 ④訪問介護

①真優合同会社 ②ゆうきケアサービス 大阪市東住吉区桑津五丁目 4 番18号
ー402号室 ③平成29年 4 月 1 日 ④訪問介護

①合同会社くらし社 ②阪南町ヘルパーステーション 大阪市阿倍野区阪南町
四丁目15番23号 西側 ③平成29年 4 月 1 日 ④訪問介護

- ①合同会社リバーズ ②ヘルパーステーションアップケア 大阪市平野区長吉
長原西三丁目3番14号 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社未来サポート ②ケアサポートみらい 大阪市鶴見区鶴見一丁目3
番28号 鶴一ビル3階 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社パラレルワールド ②ワールドケア 大阪市城東区鳴野東三丁目24
番20号 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社アイル ②訪問介護アイル 大阪市西成区長橋二丁目6番19号 ③
平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社ユニバーサルリンク ②ケアステーションりんく 大阪市平野区平
野市町二丁目3番18号 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社セブンフォース ②アペリアケアサポート 大阪市阿倍野区三明町
二丁目6番16号 コーワ21ビル401号 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社スローライフ ②ケアセンター心笑 大阪市城東区蒲生三丁目11番
16号 福岡マンション1階店舗事務所中央 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社キャリアアップ ②キャリアアップ訪問介護ステーション 大阪市
東住吉区照ヶ丘矢田三丁目2番1号2階 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①スターマインド株式会社 ②ライフイズケア堺筋本町 大阪市中央区材木町
1番6号 第12新興ビル502号室 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社One Vision ②エールサービス浪花 大阪市浪速区大国二
丁目12番9号 1階 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社Sullivan ②スリーケアホームサービス流町 大阪市平野
区流町三丁目18番6号 オデッサ流町102号 ③平成29年4月1日 ④訪問介
護
- ①株式会社りあんサポート ②りあんサポート清水谷 大阪市天王寺区清水谷
町16番23号 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社セレクト ②アバント訪問介護ステーション 大阪市住吉区山之内
五丁目3番44号 ③平成29年4月1日 ④訪問介護
- ①株式会社フォーリーブス ②フォーリーブス訪問看護ステーション 大阪市
住吉区帝塚山西三丁目1番6号 ホワイトハイツ帝塚山101号室 ③平成29年
4月1日 ④訪問看護
- ①一般財団法人淀川勤労者厚生協会 ②淀協訪問看護ステーションえがお 大
阪市福島区海老江七丁目3番16号3-C ③平成29年4月1日 ④訪問看護
- ①株式会社セブンフォース ②アペリア訪問看護ステーション 大阪市阿倍野
区三明町二丁目6番16号 コーワ21ビル401号 ③平成29年4月1日 ④訪問
看護
- ①株式会社まえだ鍼灸院 ②まえだ鍼灸院訪問看護ステーション 大阪市中央
区南船場四丁目13番18号 四ツ橋FYSビル4階 ③平成29年4月1日 ④訪
問看護
- ①株式会社三都 ②訪問看護ステーションさと 大阪市西淀川区中島一丁目20
番26号 リバーサイド西淀川307号 ③平成29年4月1日 ④訪問看護・居宅

療養管理指導

①株式会社ゆう ②ゆう訪問看護ステーション 大阪市東成区深江北三丁目 6 番30号 ケーアイムコート深江503 ③平成29年 4月 1 日 ④訪問看護・居宅療養管理指導

①株式会社ナースクリエイツ ②ナースクリエイツ訪問看護ステーション 大阪市北区長柄中一丁目 4 番26号 フラットプラム103号 ③平成29年 4月 1 日 ④訪問看護・居宅療養管理指導

①株式会社グッドタイム ②ぐっどたいむ訪問看護ステーション 大阪市西成区花園北二丁目 3 番22号 1 F ③平成29年 4月 1 日 ④訪問看護・居宅療養管理指導

①合同会社シクロ ②パルクール訪問看護ステーション 大阪市西成区花園南一丁目 7 番 3 号 ③平成29年 4月 1 日 ④居宅療養管理指導

①一般財団法人淀川勤労者厚生協会 ②介護老人保健施設よどの里訪問リハビリテーション 大阪市西淀川区姫島二丁目13番20号 ③平成29年 4月 1 日 ④訪問リハビリテーション

①社会福祉法人大阪自彊館 ②いまふねリハビリデイサービス 大阪市西成区天下茶屋一丁目 3 番17号 ③平成29年 4月 1 日 ④通所介護

①社会福祉法人ほのぼの荘 ②デイサービスエクランおおざり 大阪市東淀川区大桐一丁目 1 番12号 ③平成29年 4月 1 日 ④通所介護

①有限会社大西安心堂 ②ASMOリハビリテーション 大阪市淀川区三津屋北一丁目 1 番20号 平田産業第 2 ビル 1 階 ③平成29年 4月 1 日 ④通所介護

①スギタハウジング株式会社 ②スギタハウジング株式会社 大阪市城東区今福東一丁目10番 5 号 ファミリーコーポ今福 4 階 ③平成29年 4月 1 日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第549号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第 1 項第 2 号の規定により公示する。

平成29年 4月 21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社ガルフ・シックス ②アイ・クレア・クラ 大阪市東淀川区北江口二丁目11番11号 グレイスかけ橋104号室 ③平成29年 3月 31日 ④訪問介護

①株式会社グリーン・ケア ②株式会社グリーン・ケア 大阪市平野区瓜破西二丁目 1 番24号 ③平成29年 3月 31日 ④訪問介護

- ①有限会社たむらソーシャルネット ②たむらソーシャルネット 大阪市中央区谷町六丁目14番23号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①株式会社介護センターめぐみ ②介護センターめぐみの杜東住吉 大阪市東住吉区住道矢田四丁目13番16-202号 ③平成29年3月1日 ④訪問介護
- ①エールシステムズ株式会社 ②エールシステムズ 大阪市中央区難波三丁目6番11号 なんば池田ビル10階 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①一般社団法人よつばプラス ②ケアセンターよつばプラス 大阪市大正区三軒家西一丁目4番28号音羽マンション201号室 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①エンブレイス株式会社 ②アイリス介護ステーション 大阪市平野区喜連五丁目2番34号2階 ③平成29年3月1日 ④訪問介護
- ①合同会社Y Y K R ②春夏秋冬 大阪市東住吉区湯里二丁目12番8号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①アイケアサービス株式会社 ②アイケアサポートなにわ 大阪市天王寺区清水谷町16番23号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①有限会社ブROOM ②ヘルパーステーションかい花大国 大阪市浪速区大国一丁目9番16号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①合資会社デシロップ ②デシロップ介護 大阪市西成区津守一丁目1番10号マンション篠原23 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①株式会社プロセス ②ビッキー介護センター 大阪市天王寺区勝山二丁目13番1号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①株式会社ホットスタッフ ②ヘルパーサービス麦畑 大阪市都島区都島北通一丁目3番19号 小山ビル201 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①合同会社あたらし ②あたらし介護サービス 大阪市生野区巽中三丁目16番18号 近藤ビル1F ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①オールウェイズ株式会社 ②オールウェイズ訪問介護 大阪市西淀川区柏里二丁目9番37号 エムズ16-702号室 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①特定非営利活動法人笑びす ②笑びすケアセンター 大阪市都島区高倉町三丁目15番5号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①日本ロングライフ株式会社 ②ロングライフ阿倍野ケアセンター 大阪市阿倍野区文の里二丁目1番19号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①一般社団法人大阪市住之江区医師会 ②住之江区医師会立ヘルパーステーション 大阪市住之江区南加賀屋二丁目1番24号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①合同会社LOHAS ②ケアサポートロハス 大阪市生野区巽北一丁目20番2号 下野マンション1F ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①株式会社オリーブ ②オリーブ介護センター 大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目5番1号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①株式会社あるく ②訪問介護サービスあるく 大阪市中央区平野町三丁目3番7号 ニューライフ平野町604 ③平成29年3月24日 ④訪問介護

- ①有限会社近畿サービス ②ききょう北介護サービス 大阪市北区池田町1番55号 アルテハイム天六Ⅱ101号 ③平成29年3月31日 ④訪問介護
- ①株式会社ロイヤル ②ロイヤル訪問看護ステーション大阪 大阪市住吉区長居東三丁目8番30号 クリスタル・ヴィラ・ジュ101号 ③平成29年3月31日 ④訪問看護
- ①福島医療生活協同組合 ②訪問看護ステーションえがお 大阪市福島区吉野四丁目5番2号 ③平成29年3月31日 ④訪問看護
- ①ライフフォース株式会社 ②ライフ訪問看護ステーション 大阪市西成区梅南一丁目2番26号 セントラルスクエア花園407・408 ③平成29年3月31日 ④訪問看護・居宅療養管理指導
- ①社会福祉法人大桐福祉会 ②おおぎり 大阪市東淀川区大桐一丁目1番12号 ③平成29年3月31日 ④通所介護
- ①ハウジング工房エムツー株式会社 ②ハウジング工房エムツー株式会社あべの支店 大阪市阿倍野区昭和町五丁目4番28号 ③平成29年3月31日 ④福祉用具貸与
- ①株式会社オリーブ ②株式会社オリーブ 大阪市天王寺区堂ヶ芝二丁目12番1号 ③平成29年3月31日 ④特定福祉用具販売
- ①株式会社住宅福祉サービス ②株式会社住宅福祉サービス 大阪市城東区今福東一丁目10番5号 ファミリーコーポ今福4階 ③平成29年3月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第550号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第1項第2号の規定により公示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社クーバル ②リハビリデイサービスnagomi吹田店 大阪府吹田市内本町二丁目16番15号 ③平成29年2月28日 ④地域密着型通所介護
- ①有限会社大西安心堂 ②ASMOリハビリテーション 大阪市淀川区三津屋北一丁目1番20号 平田産業第2ビル1階 ③平成29年3月31日 ④地域密着型通所介護
- ①有限会社中野みか ②中野みかデイサービスセンターⅡ 大阪市平野区平野上町一丁目1番8号 ③平成29年2月28日 ④地域密着型通所介護
- ①株式会社Vivid-Life ②Hospo生野 大阪市生野区巽南五丁

目15番22号 ③平成29年 3月31日 ④地域密着型通所介護

①株式会社Y O S H I . S b y S ②歩ぽっぽ歩リハビリステーション 大阪市城東区成育四丁目24番 9 号 ③平成29年 3月31日 ④地域密着型通所介護

①株式会社ミック・ジャパン ②ミック健康の森菅原 大阪市東淀川区菅原二丁目 9 番27号 アイビース・スクエア 1 階 ③平成29年 3月31日 ④地域密着型通所介護

①有限会社ケイズ・カンパニー ②デイサービスセンターりらくす 大阪市東住吉区湯里五丁目14番 3 号 ③平成29年 3月31日 ④地域密着型通所介護

①社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 ②鶴見橋地域在宅サービスステーション 大阪市西成区出城二丁目 4 番12号 ③平成29年 3月31日 ④認知症対応型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第551号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第79条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社ポピンズ ②ポピンズシルバーサービス大阪 大阪市北区曾根崎二丁目12番 7 号 清和梅田ビル10階 ③平成29年 4月 1 日 ④居宅介護支援

①合同会社リバース ②ケアプランセンターアップケア 大阪市平野区长吉長原西三丁目 3 番14号 ③平成29年 4月 1 日 ④居宅介護支援

①株式会社アイル ②ケアプランセンターアイル 大阪市西成区长橋二丁目 6 番19号 ③平成29年 4月 1 日 ④居宅介護支援

①株式会社O n e V i s i o n ②エールサービス浪花 大阪市浪速区大国二丁目12番 9 号 1 階 ③平成29年 4月 1 日 ④居宅介護支援

①株式会社りあんサポート ②りあんサポート清水谷 大阪市天王寺区清水谷町16番23号 ③平成29年 4月 1 日 ④居宅介護支援

①医療法人正和病院 ②ケアプランセンターエンカレッジ 大阪市平野区瓜破東一丁目 5 番 5 号 南側別棟 2 階 ③平成29年 4月 1 日 ④居宅介護支援

①株式会社近藤介護サービス ②ケアプランセンターすみれ 大阪市住吉区帝塚山東四丁目 1 番22号 ③平成29年 4月 1 日 ④居宅介護支援

①社会福祉法人ほのぼの荘 ②ケアプランセンターおおぎり 大阪市東淀川区大桐一丁目 1 番12号 ③平成29年 4月 1 日 ④居宅介護支援

①竜門商事株式会社 ②しあわせケアプランセンター 大阪市天王寺区生玉前

町3番26号 みどり辻ビル3階 ③平成29年4月1日 ④居宅介護支援
①株式会社あいます ②あいますケアプランセンター 大阪市淀川区西中島四丁目7番20号 日宝新大阪第一ビル5階2号 ③平成29年4月1日 ④居宅介護支援
①株式会社C B ②居宅介護支援センター住まいる 大阪市生野区小路東五丁目13番16号 2F ③平成29年4月1日 ④居宅介護支援
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第552号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第1項第2号の規定により公示する。

平成29年4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社ウォームス ②ウォームスケアプランセンター 大阪市平野区长吉長原東三丁目1番32号 ③平成29年3月31日 ④居宅介護支援

①株式会社One Vision ②エールサービス南住吉 大阪市住吉区南住吉一丁目3番17号 グラスヒル・フジオカ503号 ③平成29年3月31日 ④居宅介護支援

①株式会社T o n d o ②トンド東成いくのケアセンター 大阪市東成区大今里二丁目28番25号 ③平成29年3月31日 ④居宅介護支援

①アイケアサービス株式会社 ②アイケアサポートなにわ 大阪市天王寺区清水谷町16番23号 ③平成29年3月31日 ④居宅介護支援

①有限会社ルミエールケアサービス ②有限会社ルミエールケアサービス 大阪市中央区谷町三丁目1番11号 大晋ビル301号 ③平成29年3月31日 ④居宅介護支援

①株式会社トゥラスト ②ピュアケアステーション 大阪市東住吉区南田辺五丁目18番10号 ③平成29年3月31日 ④居宅介護支援

①合同会社あたらし ②あたらしケアプランセンター 大阪市生野区巽中三丁目16番18号 近藤ビル1F ③平成29年3月31日 ④居宅介護支援

①合同会社希楽 ②ケアプランセンター希楽 大阪市西成区岸里三丁目1番28号 朝日プラザ岸里Ⅲ1001号 ③平成29年3月31日 ④居宅介護支援

①社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会 ②淀川区在宅サービスセンター 大阪市淀川区三国本町二丁目14番3号 ③平成29年3月31日 ④居宅介護支援

①シアクライム株式会社 ②シアクライムケアプランセンター 大阪市平野区

- 長吉川辺二丁目 4 番11-102号 ③平成29年 3月31日 ④居宅介護支援
①株式会社フォレストブック ②ひより 3 2 ケアプランセンター 大阪市港区
港晴三丁目 1 番 3 号-200号室 ③平成29年 3月31日 ④居宅介護支援
①株式会社ホームスイートホーム ②ケアプランセンターはるひ 大阪市東成
区中道二丁目25番12号 ③平成29年 3月31日 ④居宅介護支援
①医療法人純和会竹本診療所 ②ケアプランセンター竹本診療所 大阪市西成
区千本北二丁目29番16号 ③平成29年 3月31日 ④居宅介護支援
①株式会社オリーブ ②オリーブ介護支援事業所 大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁
目 5 番 1 号 田中マンション101 ③平成29年 3月31日 ④居宅介護支援
①社会福祉法人大桐福祉会 ②おおぎり 大阪市東淀川区大桐一丁目 1 番12号
③平成29年 3月31日 ④居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第553号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 2 第 1 項の規定により、指定
介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第 1 項第 1 号の規
定により公示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サー
ビスの種類
- ①真優合同会社 ②ゆうきケアサービス 大阪市東住吉区桑津五丁目 4 番18号
-402号室 ③平成29年 4月 1 日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社くらし社 ②阪南町ヘルパーステーション 大阪市阿倍野区阪南町
四丁目15番23号 西側 ③平成29年 4月 1 日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社リバース ②ヘルパーステーションアップケア 大阪市平野区長吉
長原西三丁目 3 番14号 ③平成29年 4月 1 日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社未来サポート ②ケアサポートみらい 大阪市鶴見区鶴見一丁目 3
番28号 鶴一ビル 3 階 ③平成29年 4月 1 日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社パラレルワールド ②ワールドケア 大阪市城東区鳴野東三丁目24
番20号 ③平成29年 4月 1 日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社アイル ②訪問介護アイル 大阪市西成区長橋二丁目 6 番19号 ③
平成29年 4月 1 日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社ユニバーサルリンク ②ケアステーションりんく 大阪市平野区平
野市町二丁目 3 番18号 ③平成29年 4月 1 日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社セブンフォース ②アペリアケアサポート 大阪市阿倍野区三明町
二丁目 6 番16号 コーワ21ビル401号 ③平成29年 4月 1 日 ④介護予防訪問
介護

①株式会社スローライフ ②ケアセンター心笑 大阪市城東区蒲生三丁目11番16号 福岡マンション1階店舗事務所中央 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社キャリアアップ ②キャリアアップ訪問介護ステーション 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田三丁目2番1号2階 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問介護

①スターマインド株式会社 ②ライフイズケア堺筋本町 大阪市中央区材木町1番6号 第12新興ビル502号室 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社One Vision ②エールサービス浪花 大阪市浪速区大国二丁目12番9号 1階 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社Sullivan ②スリーケアホームサービス流町 大阪市平野区流町三丁目18番6号 オデッサ流町102号 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社りあんサポート ②りあんサポート清水谷 大阪市天王寺区清水谷町16番23号 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社セレクト ②アバント訪問介護ステーション 大阪市住吉区山之内五丁目3番44号 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社フォーリーブス ②フォーリーブス訪問看護ステーション 大阪市住吉区帝塚山西三丁目1番6号 ホワイトハイツ帝塚山101号室 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問看護

①一般財団法人淀川勤労者厚生協会 ②淀協訪問看護ステーションえがお 大阪市福島区海老江七丁目3番16号3-C ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問看護

①株式会社セブンフォース ②アペリア訪問看護ステーション 大阪市阿倍野区三明町二丁目6番16号 コーワ21ビル401号 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問看護

①株式会社まえだ鍼灸院 ②まえだ鍼灸院訪問看護ステーション 大阪市中央区南船場四丁目13番18号 四ツ橋FYSビル4階 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問看護

①株式会社三都 ②訪問看護ステーションさと 大阪市西淀川区中島一丁目20番26号 リバーサイド西淀川307号 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

①株式会社ゆう ②ゆう訪問看護ステーション 大阪市東成区深江北三丁目6番30号 ケーアイムコート深江503 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

①株式会社ナースクリエイツ ②ナースクリエイツ訪問看護ステーション 大阪市北区長柄中一丁目4番26号 フラットプラム103号 ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

①株式会社グッドタイム ②ぐっどたいむ訪問看護ステーション 大阪市西成区花園北二丁目3番22号 1F ③平成29年4月1日 ④介護予防訪問看護・

介護予防居宅療養管理指導

①合同会社シクロ ②パルクール訪問看護ステーション 大阪市西成区花園南
一丁目7番3号 ③平成29年4月1日 ④介護予防居宅療養管理指導

①社会福祉法人大阪自彊館 ②いまふねリハビリデイサービス 大阪市西成区
天下茶屋一丁目3番17号 ③平成29年4月1日 ④介護予防通所介護

①有限会社大西安心堂 ②ASMOリハビリテーション 大阪市淀川区三津屋
北一丁目1番20号 平田産業第2ビル1階 ③平成29年4月1日 ④介護予防
通所介護

①一般財団法人淀川勤労者厚生協会 ②介護老人保健施設よどの里訪問リハビ
リテーション 大阪市西淀川区姫島二丁目13番20号 ③平成29年4月1日 ④
介護予防訪問リハビリテーション

①スギタハウジング株式会社 ②スギタハウジング株式会社 大阪市城東区今
福東一丁目10番5号 ファミリーコーポ今福4階 ③平成29年4月1日 ④介
護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第554号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定
介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第1項
第2号の規定により公示する。

平成29年4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サー
ビスの種類

①ホームケア株式会社 ②ホームケアあびこヘルパーステーション 大阪
市住吉区我孫子東二丁目2番2号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ガルフ・シックス ②アイ・クレア・クラ 大阪市東淀川区北江口
二丁目11番11号 グレイスかけ橋104号室 ③平成29年3月31日 ④介護予防
訪問介護

①株式会社グリーン・ケア ②株式会社グリーン・ケア 大阪市平野区瓜破西
二丁目1番24号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社介護センターめぐみ ②介護センターめぐみの杜東住吉 大阪市東
住吉区住道矢田四丁目13番16-202号 ③平成29年3月1日 ④介護予防訪問
介護

①エールシステムズ株式会社 ②エールシステムズ 大阪市中央区難波三丁目
6番11号 なんば池田ビル10階 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①一般社団法人よつばプラス ②ケアセンターよつばプラス 大阪市大正区三
軒家西一丁目4番28号音羽マンション201号室 ③平成29年3月31日 ④介護

予防訪問介護

①エンブレイス株式会社 ②アイリス介護ステーション 大阪市平野区喜連五丁目2番34号2階 ③平成29年3月1日 ④介護予防訪問介護

①合同会社Y Y K R ②春夏秋冬 大阪市東住吉区湯里二丁目12番8号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①アイケアサービス株式会社 ②アイケアサポートなにわ 大阪市天王寺区清水谷町16番23号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①有限会社ブROOM ②ヘルパーステーションかい花大国 大阪市浪速区大国一丁目9番16号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①有限会社ヒューマンパワー ②介護センター麦畑 大阪市都島区都島北通一丁目3番19号 小山ビル202 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ホットスタッフ ②ヘルパーサービス麦畑 大阪市都島区都島北通一丁目3番19号 小山ビル201 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①合同会社あたらし ②あたらし介護サービス 大阪市生野区巽中三丁目16番18号 近藤ビル1F ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①オールウェイズ株式会社 ②オールウェイズ訪問介護 大阪市西淀川区柏里二丁目9番37号 エムズ16-702号室 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①C J エフォート合同会社 ②訪問介護福德サポート 大阪市都島区片町二丁目9番30号 ゴールドクレスト京橋404号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①日本ロングライフ株式会社 ②ロングライフ阿倍野ケアセンター 大阪市阿倍野区文の里二丁目1番19号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①一般社団法人大阪市住之江区医師会 ②住之江区医師会立ヘルパーステーション 大阪市住之江区南加賀屋二丁目1番24号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①合同会社L O H A S ②ケアサポートロハス 大阪市生野区巽北一丁目20番2号 下野マンション1F ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社オリーブ ②オリーブ介護センター 大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目5番1号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①有限会社近畿サービス ②ききょう北介護サービス 大阪市北区池田町1番55号 アルテハイム天六Ⅱ101号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社プラスワン ②やわらか介護サービス 大阪市西成区天神ノ森一丁目9番13号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ロイヤル ②ロイヤル訪問看護ステーション大阪 大阪市住吉区長居東三丁目8番30号 クリスタル・ヴィラ・ジュ101号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪看護

①福島医療生活協同組合 ②訪問看護ステーションえがお 大阪市福島区吉野四丁目5番2号 ③平成29年3月31日 ④介護予防訪看護

①ライフフォース株式会社 ②ライフ訪問看護ステーション 大阪市西成区梅

- 南一丁目2番26号 セントラルスクエア花園407・408 ③平成29年3月31日
 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導
- ①社会福祉法人大桐福社会 ②おおぎり 大阪市東淀川区大桐一丁目1番12号
 ③平成29年3月31日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社YOSH I. S b y S ②歩ぽっぽ歩リハビリステーション 大阪
 市城東区成育四丁目24番9号 ③平成29年3月31日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社ミック・ジャパン ②ミック健康の森菅原 大阪市東淀川区菅原二
 丁目9番27号 アイビース・スクエア1階 ③平成29年3月31日 ④介護予防
 通所介護
- ①有限会社ケイズ・カンパニ ②デイサービスセンターりらくす 大阪市東
 住吉区湯里五丁目14番3号 ③平成29年3月31日 ④介護予防通所介護
- ①有限会社大西安心堂 ②ASMOリハビリテーション 大阪市淀川区三津屋
 北一丁目1番20号 平田産業第2ビル1階 ③平成29年3月31日 ④介護予防
 通所介護
- ①有限会社中野みか ②中野みかデイサービスセンターⅡ 大阪市平野区平野
 上町一丁目1番8号 ③平成29年2月28日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社V i v i d - L i f e ②H o s p o生野 大阪市生野区巽南五丁
 目15番22号 ③平成29年3月31日 ④介護予防通所介護
- ①ハウジング工房エムツー株式会社 ②ハウジング工房エムツー株式会社あべ
 の支店 大阪市阿倍野区昭和町五丁目4番28号 ③平成29年3月31日 ④介護
 予防福祉用具貸与
- ①株式会社オリーブ ②株式会社オリーブ 大阪市天王寺区堂ヶ芝二丁目12番
 1号 ③平成29年3月31日 ④特定介護予防福祉用具販売
- ①株式会社住宅福祉サービス ②株式会社住宅福祉サービス 大阪市城東区今
 福東一丁目10番5号 ファミリーコーポ今福4階 ③平成29年3月31日 ④介
 護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第555号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、指定
 地域密着型介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条
 の20第1項第2号の規定により公示する。

平成29年4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サー
 ビスの種類
- ①社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 ②鶴見橋地域在宅サービスステー
 ション 大阪市西成区出城二丁目4番12号 ③平成29年3月31日 ④介護予防

認知症対応型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

~~~~~

### 大阪市告示第556号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成27年大阪市告示第1457号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部の指定を解除する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域  
大阪市福島区海老江一丁目1番9、1番30
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称  
トリクロロエチレン、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物、ふっ素<sup>ふ</sup>及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称  
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物
- 4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

(環境局環境管理部環境管理課)

~~~~~

大阪市告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成29年5月5日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
住之江区第8901号線	住之江区新北島3丁目2番先	樹木等
住之江区第8915号線	住之江区新北島3丁目8番先	樹木

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
旭 区 第 1 5 3 3 号 線	旭区高殿6丁目 17番地から 同区同 6 丁目 58番地まで (参考図参照)	旧	m 4.72 ～9.67	m 49.80
		新	6.88 ～14.68	49.80

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

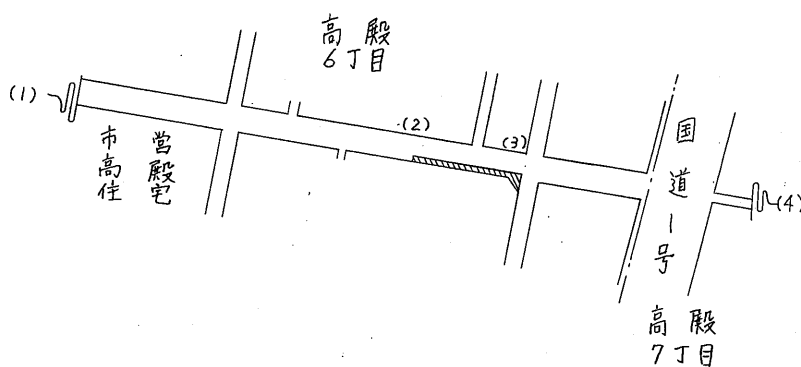
平成29年 4 月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

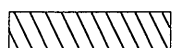
路 線 名	区 間	供用開始の期日
旭 第 1 5 3 3 号 線	旭区高殿 6 丁目 17 番地から 同区同 6 丁目 58 番地まで (参考図参照)	告示の日

参考図

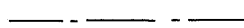
旭区



凡 例



新たに道路となる部分



町 丁 界

説 明

旭区第1533号線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第560号

四天王寺前夕陽丘駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成29年4月21日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

収受方法	区画	一時利用料金（自転車）
精算機対応	一般区画	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円

備考

- この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車に適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局企画部方面調整課)

大阪市告示第561号

塚本駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成29年4月21日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

(1) 一時利用料金（自転車）

収受方法	区画	利用料金の額
人的対応	一般区画①	1日1回150円
精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円
	特定区画①	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで100円、以後24時間ごとに100円

	特定区画②	駐車後 2 時間まで無料、2 時間を超え24時間 まで100円、以後24時間ごとに100円
--	-------	--

備考

- 1 この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- 2 この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- 3 この表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 4 この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち3に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(2) 一時利用料金（原動機付自転車駐車場）

収受方法	区画	利用料金の額
人的対応	一般区画	1 日 1 回200円
精算機対応	特定区画	駐車後 1 時間まで無料、1 時間を超え24時間 まで150円、以後24時間ごとに150円

備考

- 1 この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- 2 この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- 3 この表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 4 この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち3に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局企画部方面調整課)



大阪市告示第562号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
パーク ゴルフ 場	鶴見緑地パーク ゴルフ場	鶴見緑地内	平成29年 4 月 24 日 (月)	午前 8 時 30 分から 午後 3 時まで
			平成29年 5 月 29 日 (月)	
			平成29年 6 月 26 日 (月)	
			平成29年 7 月 31 日 (月)	
			平成29年 8 月 28 日 (月)	
			平成29年 9 月 25 日 (月)	
			平成29年 10 月 30 日 (月)	
			平成29年 11 月 27 日 (月)	
			平成29年 12 月 25 日 (月)	
			平成30年 1 月 29 日 (月)	
			平成30年 2 月 26 日 (月)	
			平成30年 3 月 26 日 (月)	

(建設局東部方面管理事務所鶴見緑地公園事務所)

**大阪市告示第563号**

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年 4 月 21 日

大阪市長 吉 村 洋 文

臨時開館

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
総合植物館	咲くやこの花館	鶴見緑地内	平成29年 5 月 1 日 (月)	午前10時から 午後 5 時まで
			平成29年 8 月 14 日 (月)	

(建設局東部方面管理事務所鶴見緑地公園事務所)

大阪市交通局告示第20号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成29年 4月21日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南 1 丁目12番62号
大阪市交通局庁舎 3 階
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
電話 06-6585-6254

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

軽油 第 2 四半期買入（単価契約） 2,700kL
（以上、電子入札対象案件とする。）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成29年 7 月 1 日から同年 9 月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1 に同じ。）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成29年 5 月11日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱（以下「停止措置要綱」という。）に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33：石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること
- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること
- (7) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること

- (8) 災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問合せ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公示日から平成29年5月11日（木）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公示日から平成29年5月11日（木）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間

平成29年6月5日（月）及び同月6日（火）午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成29年6月7日（水）午前10時

ウ 場所 システム上

- (2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成29年6月7日（水）午前9時30分から午前10時まで

イ 開札予定日時 平成29年6月7日（水）午前10時

ウ 場所 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室（1に同じ。）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成29年6月6日（火）午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成29年5月11日（木）午後5時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が停止措置要綱に基づく停止措置又は排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 契約日以降に軽油引取税の税率の改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Gas oil 2,700 kL

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 11 May 2017

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

9:00AM-5:00PM, 5-6 June 2017

② in person: 9:30AM-10:00AM, 7 June 2017

③ by post: 5:00PM, 6 June 2017

(4) A contact point where tender documents are available:

Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau,

The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6254

(交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市交通局告示第21号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年4月21日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎交通局経営管理本部調達部調達課（大阪市西区九条南1丁目12番62号）

①東芝製カード製造機機能改造 一式 ②随意 ③29.2.10 ④(株)東芝
大阪市北区角田町8番1号 ⑤85,644,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①大阪市交通局OA業務システムサーバ機器等一式長期借入（再リース）2回目 一式 ②随意 ③29.2.21 ④東京センチュリー(株) 大阪府中央区本町3丁目5番7号 ⑤283,227,840円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①お客さま用トイレトペーパー上期分 概算買入 8,000箱 ②一般 ③29.2.22 ④(株)昭和商会 大阪府東成区東小橋2丁目5番13号 ⑤25,228,800円 ⑥28.12.16

①券売機用回数カードA 上期分 概算買入 1,500,000枚 ②一般 ③29.2.22 ④(株)トッパンTDKレーベル 大阪府福島区海老江3丁目22番61号 ⑤21,060,000円 ⑥28.12.16

①定期券用券紙 上期分 概算買入 720,000枚 ②一般 ③29.2.22 ④三井物産プラントシステム(株) 大阪府北区中之島2丁目3番33号 ⑤16,640,640円 ⑥28.12.16

①ラジアルタイヤ（中型車用 245/70R19.5）外2点（上期） 概算買入 3点 ②一般 ③29.2.22 ④大栄ゴム工業(株) 大阪府中央区瓦屋町1丁目7番21号 ⑤14,381,172円 ⑥28.12.16

①平成29年度大阪市交通局庁舎で使用する電気 一式 ②一般 ③29.2.22 ④丸紅新電力(株) 東京都中央区日本橋2丁目7番1号 ⑤86,468,191円 ⑥28.12.16

①平成29年度大阪市交通局教習センター外24事業所等で使用する電気 7点

②一般 ③29. 2. 22 ④(株)F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号 ⑤164,002,629円 ⑥28. 12. 16

①大阪市交通局庁舎清掃業務委託 長期継続 一式 ②一般 ③29. 2. 28

④大代興業(株) 大阪市西区九条1丁目26番9号 ⑤112,752,000円 ⑥28. 9. 16

①感熱印刷式普通乗車券用紙 概算買入 14,000巻 ②一般 ③29. 3. 1

④オザックス(株) 大阪市中央区博労町1丁目6番6号 ⑤67,813,200円 ⑥28. 12. 16

①券売機用回数カードB 上期分 概算買入 1,500,000枚 ②一般 ③29. 3. 1 ④(株)トッパンTDKレーベル 大阪市福島区海老江3丁目22番61号 ⑤21,060,000円 ⑥28. 12. 16

①産業廃棄物収集運搬及びリサイクル処理業務委託(その1)(概算契約) 一式 ②一般 ③29. 3. 8 ④栄伸開発(株) 奈良県葛城市南花内225番地1 ⑤24,840,000円 ⑥29. 1. 6

①大阪市交通局各駅等事業系ごみ分別収集運搬業務委託(その1) 一式 ②一般 ③29. 3. 8 ④(株)ムトウ 大阪市此花区春日出中2丁目1番2号 ⑤8,800,637円 ⑥29. 1. 6

①大阪市交通局各駅等事業系ごみ分別収集運搬業務委託(その2) 一式 ②一般 ③29. 3. 8 ④(株)ムトウ 大阪市此花区春日出中2丁目1番2号 ⑤1,794,563円 ⑥29. 1. 6

①大阪市交通局各駅等事業系ごみ分別収集運搬業務委託(その3) 一式 ②一般 ③29. 3. 8 ④(株)ムトウ 大阪市此花区春日出中2丁目1番2号 ⑤5,593,879円 ⑥29. 1. 6

①大阪市交通局各駅等事業系ごみ分別収集運搬業務委託(その4) 一式 ②一般 ③29. 3. 8 ④(株)ムトウ 大阪市此花区春日出中2丁目1番2号 ⑤6,002,935円 ⑥29. 1. 6

①大阪市交通局各駅等事業系ごみ分別収集運搬業務委託(その5) 一式 ②一般 ③29. 3. 8 ④(株)ムトウ 大阪市此花区春日出中2丁目1番2号 ⑤8,357,055円 ⑥29. 1. 6

①大阪市交通局各駅等事業系ごみ分別収集運搬業務委託(その6) 一式 ②一般 ③29. 3. 8 ④(株)ムトウ 大阪市此花区春日出中2丁目1番2号 ⑤3,571,752円 ⑥29. 1. 6

①軽油 第1四半期 買入(単価契約) 2,220kL ②一般 ③29. 3. 8 ④中川物産(株) 愛知県名古屋市中港区潮見町37番23号 ⑤86,964円 ⑥29. 1. 6

①車体洗浄装置 製造(南港検車場)(2) 一式 ②一般 ③29. 3. 8 ④新和商事(株) 大阪市住吉区帝塚山西4丁目11番8号 ⑤87,480,000円 ⑥29. 1. 6

①スルッとKANSAI 共通SVカード制度変更に伴う東芝製駅業務オンラインシステム機能改造 2点 ②随意 ③29. 3. 8 ④(株)東芝 大阪市北

区角田町 8 番 1 号 ⑤38,232,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①乗車券管理業務追加に伴う東芝製駅業務オンラインシステム機能改造 2 点 ②随意 ③29. 3. 8 ④(株)東芝 大阪市北区角田町 8 番 1 号 ⑤116,640,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①作業シャツ (男子) 外 2 点 概算製造 3 点 ②一般 ③29. 3. 15 ④(株)三友繊維 大阪市都島区毛馬町 2 丁目10番35号 ⑤34,558,596円 ⑥29. 1. 13

①制服上衣 (自動車部用・男子) 外 4 点 概算製造 5 点 ②一般 ③29. 3. 15 ④(株)近鉄百貨店 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番43号 ⑤86,640,840円 ⑥29. 1. 13

①東芝製自動改札装置 (江坂駅外37駅) 製造 一式 ②随意 ③29. 3. 22 ④(株)東芝 大阪市北区角田町 8 番 1 号 ⑤1,250,100,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①高速電気軌道第 5 号線野田阪神～南巽停留場間旅客案内表示器 改造 一式 ②随意 ③29. 3. 22 ④(株)京三製作所 大阪市北区浪花町14番25号 ⑤122,580,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①日本信号製自動改札装置 (梅田駅外28駅) 製造 一式 ②随意 ③29. 3. 30 ④日本信号(株) 大阪市北区小松原町 2 番 4 号 ⑤918,216,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①オムロンソーシアルソリューションズ製自動改札装置 (大阪港駅外41駅) 製造 一式 ②随意 ③29. 3. 30 ④オムロンソーシアルソリューションズ(株) 大阪市福島区福島 3 丁目14番24号 ⑤1,004,756,400円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

(交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市監査委員告示第 8 号

監査委員の事務局に関する規程 (昭和39年大阪市監査委員告示第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 31 日

大阪市代表監査委員

貴納 順二

第 3 条第 3 項中「5 名」を「4 名」に改める。

附 則

この改正規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(行政委員会事務局総務課)

公 告

大阪市（消）公告第1号

次の消防公務之証は、亡失した旨の届出があったので、亡失した日から無効とする。

平成29年 4月21日

大阪市消防長 藤井 茂樹

証票番号	職 種	氏 名	発行年月日	亡失年月日
5430361	消防士	長崎 弘樹	平26. 10. 1	平29. 3. 8

(消防局総務部人事課)

大阪市人事委員会公告第3号

大阪市職員採用試験を次により行う。

平成29年 4月21日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

職員（消防吏員A・消防吏員B）採用試験

1 試験区分、採用予定者数、受験資格、採用予定日

試 験 区 分		採用予定 者数	受 験 資 格		採用 予定日
消防吏員A [大学卒程度]	(男) I [4月採用]	40名程度	平成2年4月2日から平成 8年4月1日までに生まれ た方	男性	平成30年 4月1日
	(女) I [4月採用]	数名程度		女性	
	(男) II [10月採用]	35名程度	平成元年10月2日から平成 7年10月1日までに生まれ た方	男性	平成29年 10月1日
	(女) II [10月採用]	数名程度		女性	

消防吏員 B [大学卒以外] ※大学卒（見込み）の方は受験できません。	（男）Ⅱ [10月採用]	25名程度	平成3年10月2日から平成11年4月1日までに生まれた方	男性
	（女）Ⅱ [10月採用]	数名程度	ただし、学校教育法による大学を卒業（見込み）の方及びこれに相当すると人事委員会が認める方を除く。	女性

- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。
なお、「数名程度」とは、1～4名程度を予定しています。
- 上の表の受験資格を満たす方がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号に該当する方及び日本国籍を有しない方は受験できません。
- 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に卒業（見込み）の方等は、消防吏員 A 採用試験を受験できますが、消防吏員 B 採用試験は受験できません。
- 消防吏員 AⅠ・AⅡ・BⅡの職務内容に違いはありません。

2 第1次試験

(1) 消防吏員 A

試験方法	日時・場所	試験内容
教養試験 [択一式] (2時間10分)	平成29年6月25日(日) 午前9時集合 試験会場(大阪市内又は近郊)は、受験票に記載して通知します。	45問中40問選択解答 ○人文・社会・自然科学の知識分野について 20問中15問選択解答 ○文章理解・判断推理・資料解釈などの知能分野等について 25問全問解答
体力試験	平成29年7月6日(木) (予定) 集合時刻、試験会場については、体力試験及び論文の受験対象者に通知します。	握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・立ち幅とび
論文 (1時間)	平成29年7月7日(金) 午前10時30分集合(予定) 試験会場については、体力試験及び論文の受験対象者に通知します。	一般的な課題に対する論理的思考力、文章構成力等について行います。

- 第1次試験において教養試験の得点が一定基準に満たない場合は、不合格と

なります。その場合、体力試験及び論文は受験できません。

- 体力試験の各種目の得点が一定基準に満たない場合及び教養試験と体力試験の得点の合計が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、論文は採点されません。

(2) 消防吏員B

試験方法	日時・場所	試験内容
教養試験 [択一式] (2時間10分)	平成29年6月25日(日) 午前9時集合 試験会場(大阪市内又は近郊)は、受験票に記載して通知します。	45問中40問選択解答 ○人文・社会・自然科学の知識分野について 20問中15問選択解答 ○文章理解・判断推理・資料解釈などの知能分野等について 25問全問解答
体力試験	平成29年7月6日(木) (予定) 集合時刻、試験会場については、体力試験及び作文の受験対象者に通知します。	握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・立ち幅とび
作文 (1時間)	平成29年7月7日(金) 午後1時30分集合(予定) 試験会場については、体力試験及び作文の受験対象者に通知します。	一般的な課題に対する理解力、文章構成力及び表現力等について行います。

- 第1次試験において教養試験の得点が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、体力試験及び作文は受験できません。
- 体力試験の各種目の得点が一定基準に満たない場合及び教養試験と体力試験の得点の合計が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、作文は採点されません。

3 第2次試験(消防吏員A・消防吏員B)

試験方法	日時・場所等	試験内容
口述試験	平成29年8月14日(月)・15日(火)のうち指定する1日(予定) 詳細は第1次試験合格者に通知します。	個別面接を行います。 事前に配付する「プレゼンテーションカード」に、今まで力を入れて取り組んできたこと等について記入していただき、口述試験の際の参考とします。

身体検査	職務遂行に必要な健康度を有しているかについての検査（血液検査、尿検査、心電図等）を受験者が医療機関に連絡のうえ、受診していただきます（人事委員会で医療機関の紹介は行っておりません。また、受診費用は受験者の負担となります。）。 詳細は第1次試験（体力試験）受験者にお知らせしますので、指示があるまでは受診しないでください。	診断書提出方式で行います。 男性は身長160cm以上・体重50kg以上・肺活量3200ml以上、 女性は身長150cm以上・体重40kg以上・肺活量2000ml以上であり、また、男性・女性とも矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であって、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができることについても、併せて検査を行っていただきます。
------	---	---

4 合格者の決定

試 験	決 定 方 法
第1次試験	第1次試験の結果を総合的に判定して決定します。
第2次試験	第2次試験の結果を総合的に判定して決定します。※

※前段階の試験の成績は加算しません（同点により合格者を決めがたいときは、第1次試験の結果で判定することがあります。）。

- 試験方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定基準に満たない場合には、他にかかわらず不合格とします。
- 試験方法のうち、棄権又は欠席したものが一つでもある場合は不合格とします。

5 合格者等の発表

試 験	発表日（予定）	発 表 方 法
教養試験	平成29年 6月30日（金）	合格者等本人あて通知するほか、合格者等の受験番号を大阪市ホームページ（大阪市職員採用のご案内）に掲載します。なお、不合格の通知は行いません。
第1次試験	平成29年 7月21日（金）	
第2次試験	平成29年 8月25日（金）	

6 合格から採用まで

- ① 合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載されます。
- ② 平成29年 4月 1日現在の初任給（地域手当（給料月額16%）を含む。また、給料月額から減額措置後のもの。ただし、減額率は年齢により異なる。）は、消防吏員Aが206,558円、消防吏員Bが174,727円ですが、採用

時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

- ③ 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

7 受験手続

受験申込については、インターネットで申請してください。

この要綱において、申込みは一つの試験区分に限ります。複数の試験区分を申し込むことはできません。また、同一の試験区分においても複数回申し込むことはおやめください。複数又は同一試験区分において複数回申し込まれた場合は最後に申し込まれたもののみ受理します。なお、申込み後に試験区分を変更することはできません。

【受付期間】

平成29年 5月 9日（火）午前9時から平成29年 5月19日（金）正午まで

《 5月19日午前12時00分までの申込完了分まで有効》

【申込方法】

- ① 大阪市ホームページ上の「電子申請・オンラインアンケート」(<https://s-kantan.com/city-osaka-e-shinsei-u/>)から「カテゴリー選択－目的でえらぶ－検索」→「カテゴリー選択－採用試験－検索」の順にクリックして、受験される試験区分を選択し、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。
- ② 手続の内容を確認するとともに、表示される規約をお読みいただき、「同意する」をクリックしてください。
- ③ 「連絡先メールアドレス」を入力し、「完了する」をクリックしてください。
- ④ 「連絡先メールアドレス」へURLを記載したメールが送られますので、そのURLから申込用の画面にアクセスし、必要事項を入力し、「確認へ進む」をクリックしてください。
- ⑤ 内容を確認し、「申し込む」をクリックしてください。
- ⑥ 「整理番号」と「パスワード」が発行されます（※メール通知があります。受験票発行の際に必要となりますので、印刷するなどして大切に保管してください。）。
- ⑦ 大阪市人事委員会が、原則として翌開庁日の午後に申込内容を確認し、修正箇所が無ければ「受理」します（※メール通知があります。必ず確認してください。）。修正箇所があった場合、「返却」しますので、必ず申込内容を確認のうえ修正してください（※メール通知があります。返却の場合、修正期限を設定しております。修正期限を過ぎた場合、申込みは「不受理」となり、受験できませんので注意してください。）。

※システム管理等のため、一時的に利用できない場合がありますので、余裕をもって申込手続を行ってください。

【受験票の交付】

受験票は、受験資格等を審査のうえ、PDFファイルで発行します。このPDFファイルは、**6月2日（金）**ごろダウンロードできる状態になります。**6月21日（水）**までに必ず受験票をダウンロードしてください。

- 申込みには、連絡が取れるメールアドレスが必要になります。
- 受験票を印刷するために、プリンタと Adobe Reader（無料）が必要になります。

※連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票を印刷できない方は、インターネットで申し込むことはできませんので、封筒の表に試験区分と「申込用紙希望」を朱書し、角形2号の返信用封筒（A4判のノートが入る大きさ・140円切手〔速達の場合は420円切手〕貼付・郵便番号とあて先及び試験区分明記）を同封し、**5月11日（木）（必着）**までに大阪市人事委員会（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）まで申込用紙を請求してください。

8 試験結果の開示

不合格の場合、試験結果の開示を希望する方は第1次試験当日に配付する「職員採用試験の結果について」により各試験の合格発表日から10日間以内（消印有効）に郵送で請求してください。受験者本人に限り、順位及び総合得点をお知らせします。

※対象者は、それぞれの試験ですべてを受験した方に限ります。

9 備 考

- ① 合格者は、採用後全員消防学校（全寮制）へ入校し研修を受けます。その後消防局・消防署等において、消火・救助・救急等の警防業務、火災予防業務、その他防火指導等の消防業務全般に従事します。業務の内容によって、隔日勤務又は毎日勤務となります。なお、消防吏員（女）については、現行の法律等により、警防業務の一部について従事制限を受けることがあります。
- ② 消防吏員は、試験によって昇任（消防士長・消防司令補）します。
- ③ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ④ 可否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ⑤ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ⑥ 受験資格に関して、学歴を詐称してこの試験に合格した方で、採用後にその事実が判明した場合には懲戒免職処分となります。
- ⑦ 今後の職員採用試験の予定は、次表を参考にしてください。

試 験 区 分	要綱発表予定日	採用予定日
事務行政（18-21）、高校卒程度技術、 消防吏員B（男）Ⅰ・（女）Ⅰ	平成29年 7 月 7 日	平成30年 4 月 1 日

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 成年被後見人又は被保佐人※（※準禁治産者を含む。）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと（入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。）
- ・入れ墨の施術を受けないこと

（参考）

平成28年度 職員（消防吏員A・消防吏員B）採用試験実施状況

試 験 区 分		受 験 者 数（名）	合 格 者 数（名）
消 防 吏 員 A [大学卒程度]	（ 男 ） I	383	37
	（ 女 ） I	19	2
	（ 男 ） II	228	23
	（ 女 ） II	7	1
消 防 吏 員 B [大学卒以外]	（ 男 ） II	779	16
	（ 女 ） II	44	2

（行政委員会事務局任用調査部任用課）

共 済 組 合 公 告

大阪市職員共済組合公告第 5 号

大阪市職員共済組合組合会議員の補欠選挙を次のとおり実施する。

平成29年 4月21日

大阪市職員共済組合

理事長 中村 一男

- 1 選挙の期日 平成29年 5月12日（金）
- 2 選挙の場所 大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙長の指定する場所
- 3 立候補届出締切日時 平成29年 5月 8 日（月）午後 5 時
- 4 選挙区及び定数

選 挙 区		定数
第 2 区	交通局	1 人

（大阪市職員共済組合庶務係）

**大阪市職員共済組合公告第 6 号**

大阪市職員共済組合定款を一部変更したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第 5 条第 9 項の規定により、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年 4月21日

大阪市職員共済組合

理事長 中村 一男

大阪市職員共済組合定款の一部変更等について

第 1 条 大阪市職員共済組合定款（昭和37年12月 1 日制定）の一部を次のように変更する。

第 9 条第 2 項の表中「、地方独立行政法人大阪市立工業研究所」を削る。

第35条第 1 項の表中「1,000分の51.61」を「1,000分の55.91」に、「1,000分の5.90」を「1,000分の7.30」に、「1,000分の2.09」を「1,000分の2.11」に改める。

第35条の 2 中「1,000分の103.22」を「1,000分の111.82」に、「1,000分の11.80」を「1,000分の14.60」に改める。

第37条の 2 中「平成28年度」を「平成29年度」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

第 2 条 大阪市職員共済組合定款の一部変更（平成27年 4月17日公告第 8 号）の一部を次のように変更する。

附則第 5 項中「平成28年 4 月分以後」を「平成29年 4 月分から同年 9 月分まで」に、「1,000分の103.22」を「1,000分の111.82」に、「1,000分の11.80」を「1,000分の14.60」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 平成29年 4月から平成30年 3月までの間における変更後の第35条第 1 項の規定の適用については、同項の表標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の欄中「1,000分の55.91」とあるのは、「1,000分の55.91（このうち法附則第14条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000分の1.00及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分 1,000分の5.84）」とする。
- 3 平成29年 4月から平成30年 3月までの間における変更後の第35条の 2 の規定の適用については、「1,000分の111.82」とあるのは、「1,000分の111.82（このうち法附則第14条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000分の1.00及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分 1,000分の5.84）」とする。
- 4 第 1 条の規定による変更後の第35条第 1 項及び第35条の 2 の規定は、平成 29年 4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 5 第 2 条の規定による変更後の大阪市職員共済組合定款の一部変更（平成27 年 4月17日公告第 8 号）附則第 5 項の規定は、平成29年 4月分以後の任意継続掛金について適用し、同年 3月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

（大阪市職員共済組合庶務係）

達

達第23号

大阪市財産運用委員会規程（昭和44年達第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 4月21日

大阪市長 吉 村 洋 文

第 3 条第 3 項中「市長が指定する」を削る。

別表中「経済戦略局総務部資産活用担当課長」を「経済戦略局総務部管財・監理担当課長」に、「中央卸売市場総務担当課長」を「中央卸売市場総務担当課長、I R 推進局企画課参事」に、「建設局管理部管理課長」を「建設局総務部管財課長」に、「西淀川区役所人事総務課長」を「西淀川区役所総務課長」に、「住之江区役所政策推進室長」を「住之江区役所総務課長」に改める。

附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。



大阪市人事委員会達第 1 号

行政委員会事務局長等専決規程（昭和51年大阪市人事委員会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月31日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

第 2 条第 1 項第16号中「、消防司令」を「及び消防司令」に改め、「及び事務主任以下の学校事務職員（職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第 35号）の適用を受ける者に限る。）の職」を削る。

附 則

この改正規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（行政委員会事務局総務課）

（平29. 3. 31揭示済）